

岡垣町防災会議条例

昭和38年12月10日岡垣町条例第17号
改正 平成24年 9 月26日岡垣町条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岡垣町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡垣町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 県警察官のうちから、町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者
- 6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、岡垣町の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年12月1日から施行する。

附 則（平成24年 9 月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡垣町防災会議委員

防災会議構成員団体等		備考（条例第3条）
会長	岡垣町長	第2項
指定地方行政機関	若松海上保安部	第5項第1号
	福岡森林管理署 若宮森林事務所	
福岡県	福岡県総務部防災危機管理局	第5項第2号
福岡県警察	折尾警察署	第5項第3号
岡垣町	副町長	第5項第4号
	地域づくり課	
	都市建設課	
	こども未来課	
教育長	教育長	第5項第5号
消防長	遠賀郡消防本部	第5項第6号
消防団長	岡垣町消防団	
指定公共機関 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社 九州支店	第5項第7号
	九州旅客鉄道株式会社 折尾駅	
	九州電力送配電株式会社 八幡配電事業所	
	日本郵便株式会社 岡垣郵便局	
自主防災組織 学識経験者	福岡教育大学	第5項第8号
	旭南区自主防災会	

災害時応援協定等締結一覧

No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
1	航空自衛隊芦屋基地と隣接町村との消防相互協定	航空自衛隊芦屋基地	昭和39年4月1日	独力では消火が困難であると予想される時に相互支援を行うもの。
2	遠賀郡内各町消防相互応援協定	遠賀郡四町	昭和43年1月1日	水火災その他の災害に関して、協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止するもの。
3	宗像市と岡垣町との消防相互応援協定	宗像市	昭和52年10月1日	水火災その他の災害に関して、協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止するもの。
4	福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村・一部事務組合	平成元年4月1日	県内において大規模災害が発生した場合、相互の消防力を活用して被害を最小限に防止するもの。
5	災害時における生活必需品等の供給に関する協定	北九州農業協同組合	平成13年5月1日	大規模災害が発生した場合、生活必需品等の供給を受けるもの。
6	災害時における生活必需品等の供給に関する協定	岡垣町商工会	平成13年5月1日	大規模災害が発生した場合、生活必需品等の供給を受けるもの。
7	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成17年4月26日	被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することが出来ない場合、県内の全ての市町村が相互に協力し応援するもの。
8	災害時における食料、飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定	イオン九州株式会社	平成21年4月1日	大規模災害が発生した場合、被災者に対して必要な食料等を供給を受けるもの。
9	災害時における応急措置等の業務に関する協定	岡垣町建設業協同組合	平成21年10月1日	災害時における応急措置業務の対応を受けるもの。
10	岡垣町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成23年9月2日	国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応援により被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止するもの。
11	津幡町・岡垣町災害時相互応援協定	津幡町	平成24年3月23日	災害が発生した場合、被災した町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するもの。
12	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会	平成25年10月1日	災害時における公共施設などの避難所及び避難場所にLPガスの供給を受けるもの。
13	災害時医療救護活動に関する協定	一般社団法人遠賀中間医師会	平成25年12月16日	大規模災害が発生し、医療救護活動が困難な場合、医療救護チームの派遣を受けるもの。
14	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム九州	平成27年3月26日	町からの要請により、きめ細かな災害情報の放送等を行うもの。
15	岡垣町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会	平成27年5月26日	町からの要請により、ボランティアセンターの設置・運営を行うもの。

災害時応援協定等締結一覧

No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
16	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメ災害対策センター	平成27年7月27日	町からの要請により、必要な物資の供給を行うもの。津幡町が被災した際に直接供給することも可能。
17	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成27年8月11日	平常時からの地図等の無償配布や複製利用許諾、町からの要請による部分拡大図等の提供を行うもの。
18	災害時における岡垣町と関係郵便局の協力に関する協定	岡垣町内郵便局・宗像郵便局	平成27年9月24日	車両の提供、情報の相互提供、臨時郵便差出箱の設置などを受けるもの。
19	災害復旧に関する協定	九州電力送配電株式会社八幡配電事業所	平成30年7月9日	非常災害発生時に被災情報の収集・提供、ライフラインの早期復旧を目的とした連携・対応を行うもの。
20	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	平成30年11月14日	町からの要請により、災害発生時等の迅速な情報の周知を行うもの。
21	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	株式会社グッデイ	令和元年9月2日	災害時に町からの要請により、必要な物資の調達及び供給を行うもの。
22	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	令和元年9月9日	災害時にキャッシュサイト作成による町公式HPへのアクセス負担軽減やインターネット上での避難所情報等の周知、緊急情報の発信等を行うもの。
23	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和3年4月1日	災害時に町からの要請により、必要な物資の調達及び供給を行うもの。
24	災害等発生時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	株式会社ナッツ	令和3年5月20日	災害時に町からの要請により、キャンピングカーの供給を行うもの。
25	災害時等における応急復旧業務に関する協定書	株式会社モロナガ電気サービス	令和3年7月14日	災害時に町からの要請により、河川等監視システムの応急復旧業務を行うもの。
26	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会 社会福祉法人日本傷痍者更生会 社会福祉法人高章会 社会福祉法人いわき福祉会 社会福祉法人局会 社会福祉法人岡垣睦福祉会 社会福祉法人つつみ会	令和3年8月16日	災害時に町からの要請により、福祉避難所開設、運営を行い、要配慮者の受入れを行うもの。
No.	協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
1	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人プレハブ建築協会(福岡県が締結)	平成7年3月24日	災害時に県からの要請により、応急仮設住宅の建設を行うもの。県が同住宅建設業務を町に委任した場合は、町が要請する。

洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設

N o . 施設名称	所在地	種 別	土砂法	水防法
1 グループホームひまわり	内浦 9 5 5-1	認知症対応型共同生活介護事業所	○	
2 グループホーム なごみ岡垣	三吉 3 8 5	認知症対応型共同生活介護事業所	○	○
3 デイサービスいづか屋	三吉 8 2 0	地域密着型通所介護事業所	○	
4 認定こども園岡垣中央幼稚園	吉木西 1-1-15	認定こども園		○
5 リハデイ吉木	吉木東 2-23-1	通所介護事業所		○
6 田中ひろし小児内科医院	高倉 6 7 7-1	病院		○
7 サンライズキッズ保育園岡垣園	高倉 1 0 8 6-4	地域型保育事業		○
8 デイサービスセンターであい	高倉 1 0 8 7-1	地域密着型通所介護事業所		○
9 遊友館デイサービスセンター	高倉 1 9 3 5-1	通所介護事業所		○
10 医療法人松島医院 遊友館サービス付き高齢者向け住宅	高倉 1 9 3 5-1	サービス付き高齢者向け住宅		○
11 りんどう	山田 6 7 9	通所介護事業所		○
12 自立支援型デイサービス こころ 1 娛 1 笑	山田 9 4 4	通所介護事業所	○	
13 岡垣東中学校	山田峠 2-5-1	中学校	○	
14 ドリカムサポート 遠賀	東山田 1-10-32	就労継続支援（A型）		○
15 山田第二学童保育所	東山田 1-9-12	学童保育所		○
16 山田第三学童保育所	東山田 1-9-11	学童保育所		○
17 フォーリー	東山田 1-1-14	就労継続支援（B型）		○
18 SUNNYSIDE PLANET	東松原 1-1-5	児童発達支援 放課後等デイサービス		○
19 トライアルチャレンジド岡垣センター	東松原 1-1-3	就労継続支援（A型）		○
20 岡垣第一幼稚園	東松原 1-15-2	幼稚園	○	
21 岡垣ほしのほいくえん	東松原 1-3-1	認可保育所		○

N o . 施設名称	所在地	種 別	土砂法	水防法
2 2 海老津小学校	海老津 1-2 1-1	小学校	○	
2 3 海老津学童保育所	海老津 1-2 1-2	学童保育所	○	
2 4 海老津第二学童保育所	海老津 1-2 1-3	学童保育所	○	
2 5 ドリカムサポート 岡垣	海老津 2-4-1 5	就労継続支援（A型）		○
2 6 障がい者支援施設 希望舎	海老津 3-2-1 0	生活介護	○	
2 7 障がい者支援施設 希望舎	海老津 3-2-1 0	日中一時支援	○	
2 8 障がい者支援施設 希望舎	海老津 3-2-1 0	就労継続支援（B型）	○	
2 9 障がい者支援施設 希望舎	海老津 3-2-1 0	短期入所	○	
3 0 障がい者支援施設 希望舎	海老津 3-2-1 0	施設入所	○	
3 1 白石龍クリニック	海老津駅前 7-1 6	病院		○
3 2 デイサービスセンターおひさま	海老津駅前 1 0-1 6	地域密着型通所介護事業所		○
3 3 岡垣腎クリニック	海老津駅前 1 0-1 6	病院		○
3 4 キッズルーム岡垣	海老津駅前 1 3-3	地域型保育事業		○
3 5 おひさまルーム岡垣	海老津駅前 1 3-3	地域型保育事業		○
3 6 軽費老人ホーム海老津園	海老津 7 0 8-3	軽費老人ホーム	○	
3 7 デイサービスセンター海老津園	海老津 7 0 8-3	地域密着型通所介護事業所	○	
3 8 サンライト海老津	海老津 1 1 0 0-1	通所介護事業所	○	○
3 9 松永整形外科医院	中央台 3-1-1 5	病院		○
4 0 松永整形外科医院 通所リハビリテーション	中央台 3-1-1 5	通所リハビリテーション		○
4 1 更生会にじの郷	中央台 3-2 2-1	短期入所（療養介護）	○	
4 2 通所リハビリテーション更生会にじの郷	中央台 3-2 2-1	通所リハビリテーション	○	
4 3 グループホーム更生会にじの郷	中央台 3-2 2-1	認知症対応型共同生活介護事業所	○	

№. 施設名称	所在地	種 別	土砂法	水防法
44 介護老人保健施設更生会にじの郷	中央台3-22-1	介護老人保険施設	○	
45 デイサービスセンター クレア	中央台3-22-1	通所介護事業所	○	
46 クレア	中央台3-22-1	サービス付き高齢者向け住宅	○	
47 ひよこ保育園	中央台3-22-1	地域型保育事業	○	
48 柴山クリニック	中央台3-5-2	病院		○
49 ふじた医院	野間2-3-11	病院		○
50 吉村整形外科クリニック	野間2-7-5	病院		○
51 おんが長寿苑そよ風	野間2-7-7	特定施設入居者生活介護		○
52 くすのき	野間南4-7	児童発達支援	○	
53 学童ふれ愛	野間南4-7	放課後等デイサービス事業所	○	
54 ショートステイふれ愛	野間南4-7	短期入所生活介護事業所	○	
55 海老津第三学童保育所	野間南4-7	学童保育所	○	
56 戸切小学校	戸切1181-9	小学校	○	
57 戸切学童保育所	戸切1181-9	学童保育所	○	

岡垣町災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 10 日岡垣町条例第 18 号

改正 平成 24 年 09 月 26 日岡垣町条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岡垣町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡垣町災害対策本部構成及び事務分掌

岡 垣 町		
災 害 対 策 本 部		
職 名	担当者等	事 務 分 掌
本部長	町 長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する
副本部長	副町長	本部長を補佐し、事故のある時は、その職務を代理する
本部長付	教育長	本部長を補佐する。
本部員	地域づくり課長 企画政策室長 総務課長 デジタル推進課長 おかがきPR課長 税務課長 健康づくり課長 福祉課長 長寿あんしん課長 住民環境課長 こども未来課長 子育てあんしん課長 都市建設課長 農林水産課長 上下水道課長 教育総務課長 生涯学習課長 会計管理者・会計課長 議会事務局長	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮を取る

岡垣町災害対策本部班編成

- ◎災害対策本部長 町長
 ○災害対策副本部長 副町長
 ○災害対策本部長付 教育長

役割	構成	
	本部員	班員
統括	・地域づくり課長	・地域づくり課職員
情報班	・デジタル推進課長 ・おかがきPR課長 【班長】	・地域づくり課職員 ・デジタル推進課職員 ・おかがきPR課広報聴係職員 ・その他配備職員
対策班	・企画政策室長【班長】 ・総務課長 ・住民環境課長 ・都市建設課長 ・農林水産課長 ・上下水道課長	・技術職の職員 ・その他配備職員
救助・教育班	・健康づくり課長 ・福祉課長【班長】 ・長寿あんしん課長 ・こども未来課長 ・子育てあんしん課長 ・教育総務課長 ・生涯学習課長	・福祉課職員 ・長寿あんしん課職員 ・保健師 ・開設避難所を所管する課の職員 ・その他配備職員
人事・支援班	・税務課長 ・会計管理者 ・議会事務局長【班長】	・配備職員
消防団	・消防団長・副団長	・消防団員

岡垣町災害対策本部の事務分担一覧表

災害対策本部の班別の業務及び災害対応業務の各課各係の事務分掌は次のとおりである。

班名	分担作業	事務分掌	課・係名
統括	首脳との連携・各班との連絡調整・災害対策本部会議の招集	本部長命令の伝達に関する事	地域づくり課 安全安心係
	配備体制の決定・動員指示	配備体制の決定等に関する事	地域づくり課 安全安心係
	防災会議の開催	防災会議に関する事	地域づくり課 安全安心係
情報班	気象情報等の収集、伝達、集約	情報収集に関する事	地域づくり課 安全安心係
	被害情報の収集、伝達、集約	各種情報の収集及び本部への報告に関する事	地域づくり課 安全安心係
	災害広報（災害・避難情報等の発信）	住民への情報伝達（避難命令、その他）に関する事	地域づくり課 安全安心係
		住民への情報伝達（避難命令、災害情報その他）に関する事	地域づくり課 コミュニティ係
		住民への情報伝達（避難命令、災害情報その他）に関する事	おかがきPR課 広報広聴係
		罹災区域住民への給水方法等の広報活動に関する事	上下水道課 業務係
	通信機能の確保、情報システムの復旧	電算システムの保護及び早期復旧に関する事	デジタル推進課 デジタル推進係
		個人情報保護に関する事	デジタル推進課 デジタル推進係
	災害対策本部の事務（設置・廃止、庶務）	災害対策本部に関する事	地域づくり課 安全安心係
	消防団員の動員	消防水防活動に関する事	地域づくり課 安全安心係
	施設利用者等の安全確保	施設利用者の安全確保に関する事	デジタル推進課 デジタル推進係
	所管施設、所管事項等の被害調査、応急対策	情報プラザの被害状況調査及び応急対策に関する事	デジタル推進課 デジタル推進係
	住民組織（自治会組織等）との連絡	防犯協会との連絡調整に関する事	地域づくり課 安全安心係
		自治区長との連絡調整に関する事	地域づくり課 コミュニティ係
		被害状況の報告事項の取りまとめの総括に関する事	地域づくり課 コミュニティ係
		災害情報活動の連絡調整に関する事	おかがきPR課 広報広聴係
	国、県、関係機関との連絡・調整・被害状況等の報告	県対策本部との連絡調整に関する事	地域づくり課 安全安心係
		被害状況の報告事項の取りまとめの総括に関する事	地域づくり課 安全安心係
	報道機関への協力要請、報道対応	報道機関との連絡調整に関する事	地域づくり課 安全安心係
	災害に関する写真、動画等による記録	災害写真の撮影収集に関する事	おかがきPR課 広報広聴係
	自衛隊派遣要請、受け入れ・連絡調整	自衛隊の派遣要請、受入れ、連絡調整に関する事	地域づくり課 安全安心係
	県、他市町村等への応援要請、連絡調整	他の地方公共団体に対する応援要請及び受入れに関する事	地域づくり課 安全安心係
		消防応援協定に基づく応援要請に関する事	地域づくり課 安全安心係
		防災関係機関との調整に関する事	地域づくり課 安全安心係
		自衛隊、警察その他防災関係機関への協力に関する事	地域づくり課 安全安心係
	災害救助法の適用申請、関係資料の作成等	災害救助法の適用申請に関する事	地域づくり課 安全安心係
	復興計画の調整	復興計画の調整に関する事	地域づくり課 安全安心係

班名	分担作業	事務分掌	課・係名
対策班	避難指示	避難指示に関すること	地域づくり課 安全安心係
		避難者の避難誘導に関すること	地域づくり課 安全安心係
	風水害、土砂災害、地震等への警戒活動	危険箇所の把握及び警戒に関すること	都市建設課 施設整備係
		危険箇所の警戒に関すること	地域づくり課 安全安心係
		地滑り、土砂崩壊に対する応急対策に関すること	農林水産課 工務係
		危険ため池の警戒その他危険箇所の把握に関すること	農林水産課 工務係
		ため池、堰の維持管理、安全確保に関すること	農林水産課 工務係
		水防活動に関すること	都市建設課 施設整備係
		河川の警戒及び水位の把握に関すること	都市建設課 施設整備係
		高潮対策に関すること	農林水産課 工務係
	人命救助対応	人命救助に関すること	地域づくり課 安全安心係
	避難道路及び輸送道路の確保	緊急輸送路の確保に関すること	都市建設課 施設整備係
	施設利用者等の安全確保	来庁者の安全確保に関すること	総務課 契約用地管財係
	所管施設、所管事項等の被害調査、応急対策	施設及び水源の被害状況の把握及び応急復旧に関すること	上下水道課 上水道工務係
		水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること	上下水道課 上水道工務係
		下水道施設の被害状況の集計及び応急復旧に関すること	上下水道課 下水道工務係
		下水道施設復旧までの応急措置及び町民への協力要請に関する こと	上下水道課 下水道工務係
		浄化センター及び施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する こと	上下水道課 下水道工務係
		町有財産の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること	総務課 契約用地管財係
		庁舎及び庁舎設備の被害状況及び応急復旧に関すること	総務課 契約用地管財係
		公園、緑道等の被害状況の把握及び復旧に関すること	都市建設課 都市計画係
		公共土木関係施設の被害状況の集計及び応急復旧に関すること	都市建設課 施設整備係
		農林水産関係の被害状況の集計及び応急対策に関すること	農林水産課 工務係
		農林関係の被害状況の集計及び関係機関との連絡調整に関する こと	農林水産課 振興係
	交通情報の収集、道路規制	道路交通の制限に関すること	都市建設課 施設整備係
		公共交通に関すること	都市建設課 都市計画係
	道路、河川等の障害物の除去	応急対策実施に伴う障害物の除去に関すること	都市建設課 施設整備係
	災害時の車両・資機材・燃料・電源の確保	水防資材等の調達に関すること	地域づくり課 安全安心係
		公用車の手配及び不足車両の確保に関すること	総務課 契約用地管財係
		災害対策に必要な資機材の取りまとめ及び調達に関すること	総務課 契約用地管財係
	警戒区域の設定	警戒区域の設定に関すること	地域づくり課 安全安心係
	緊急通行車両の確認申請	緊急輸送車両の申請に関すること	総務課 契約用地管財係
	臨時ヘリポートの設置	臨時ヘリポートの設置に関すること	地域づくり課 安全安心係

班名	分担作業	事務分掌	課・係名
対策班	給水対策	応急給水用具の把握及び調達に関する事	上下水道課 業務係
		給水車の配車に関する事	上下水道課 業務係
		水質検査に関する事	上下水道課 上水道工務係
		浄水場、配水池からの応急給水に関する事	上下水道課 上水道工務係
		指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事	上下水道課 上水道工務係
	防疫活動	被災地等の防疫及び消毒に関する事	健康づくり課 健康増進係
	被災建築物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定に関する事	都市建設課 建築住宅係
	環境衛生対策	環境衛生に関する事	住民環境課 環境政策係
		災害廃棄物及びし尿処理実施状況の総括に関する事	住民環境課 環境政策係
		廃棄物の収集運搬に関する事	住民環境課 環境政策係
		仮設トイレの設置に関する事	住民環境課 環境政策係
		廃棄物及びし尿処理業者、広域事務組合との連絡調整に関する事	住民環境課 環境政策係
		災害廃棄物の置き場に関する事	住民環境課 環境政策係
		下水道工事業者との連絡調整に関する事	上下水道課 下水道工務係
		へい獣処理、家畜伝染病の防疫に関する事	農林水産課 振興係
	動物の保護・収容	動物の保護・収容に関する事	住民環境課 環境政策係
	災害応急対策に係る財政措置	災害予算に関する事	総務課 財政係
		災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関する事	会計課 会計係
	応急仮設住宅の供給	応急仮設住宅の建設に関する事	都市建設課 施設整備係
		罹災者の公営住宅供与に関する事	都市建設課 建築住宅係
	住家の被害認定	住家の被害認定に関する事	税務課 資産税係
	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行に関する事	税務課 資産税係
	援護支援対策（農業・商工・水産）	農家に対する災害資金の斡旋に関する事	農林水産課 振興係
		農作物の病害虫防除に関する事	農林水産課 振興係
		被害主食の処理に関する事	農林水産課 振興係
	援護支援対策（農業・商工・水産）	応急措置用農産物の種苗の補給に関する事	農林水産課 振興係
		家畜飼料の補給に関する事	農林水産課 振興係
		商工関係団体との連絡調整及び食料等の調達の協力に関する事	おかがきPR課 商工観光係
		漁港及び漁港区域内海岸の応急対策に関する事	農林水産課 工務係
	関係団体・機関等との連絡調整	県及び関係機関との連絡調整に関する事	農林水産課 工務係
		土木関係業者との連絡調整に関する事	農林水産課 工務係
		土木関係業者との連絡調整に関する事	都市建設課 施設整備係
		県関係機関との連絡調整に関する事	都市建設課 施設整備係
		協定団体に対する応援要請に関する事	上下水道課 業務係

班名	分担作業	事務分掌	課・係名
救助・教育班	指定避難所の開設及び運営	指定避難所の運営管理に関すること	福祉課 人権・地域福祉係
		指定避難所となる施設の開設に関すること	デジタル推進課 デジタル推進係
		指定避難所となる施設の開設に関すること	教育総務課 教育総務係
		学校施設の緊急使用の調整に関すること	教育総務課 教育総務係
		指定避難所となる施設の開設に関すること	生涯学習課 社会教育係
		指定避難所となる施設の開設に関すること	生涯学習課 公民館係
	要配慮者の安否確認、避難支援	避難行動要支援者に関すること	福祉課 人権・地域福祉係
	施設利用者等の安全確保	社会福祉施設（高齢者）の入所者の安全確保に関すること	長寿あんしん課 長寿支援係
		社会福祉施設（障がいのある人）の入所者の安全確保に関すること	福祉課 障がい者支援係
		施設利用者の安全確保に関すること	生涯学習課 公民館係
		施設利用者の安全確保に関すること	生涯学習課 社会教育係
	園児、児童、生徒の安全確保、安否確認、避難支援	児童及び生徒の避難誘導及び応急対策に関すること	教育総務課 学校教育係
		罹災児童、生徒の把握に関すること	教育総務課 学校教育係
		中部保育所の入所者の安全確保に関すること	こども未来課 中部保育所
		施設利用者の安全確保に関すること	子育てあんしん課 未来館係
	避難所の要配慮者の支援、福祉避難所の開設及び運営	指定避難所（いこいの里地域交流センター）の開設に関すること	福祉課 人権・地域福祉係
	食料、飲料水及び生活物資の確保、支給	食料及び生活必需品等の取りまとめ及び調達に関すること	総務課 契約用地管財係
		罹災者の食料等配給物の取りまとめ及び配分に関すること	長寿あんしん課 長寿支援係
		罹災者の食料等配給物の取りまとめ及び配分に関すること	福祉課 障がい者支援係
		食料確保の協力に関すること（主食の確保）	農林水産課 振興係
	緊急輸送	物資の輸送に関すること	総務課 契約用地管財係
	県保健福祉環境事務所、医師会との連絡調整	医療機関保健所等との連絡調整に関すること	健康づくり課 健康増進係
	医療救護所の設置及び医療救護活動の支援	応急医療活動全般に関すること	健康づくり課 健康増進係
	遺体の収容・安置・埋葬及び納棺用品等の確保	埋火葬の証明に関すること	住民環境課 住民生活係
	所管施設、所管事項等の被害調査、応急対策	社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること	生涯学習課 公民館係
		社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること	生涯学習課 社会教育係
		施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること	教育総務課 学校給食係
		社会福祉施設（障がいのある人）の被害状況及び応急対策に関すること	福祉課 障がい者支援係
		社会福祉施設（高齢者）の被害状況及び応急対策に関すること	長寿あんしん課 長寿支援係
		学校教育施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること	教育総務課 教育総務係
		文化財の保護及び被害状況調査に関すること	生涯学習課 社会教育係
		教育保育施設の被害状況及び応急対策に関すること	こども未来課 保育・幼稚園係
		中部保育所の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること	こども未来課 中部保育所
	炊き出しの実施、支援	炊き出しに関すること	教育総務課 学校給食係
	物資集配拠点の設置	物資集配拠点の設置に関すること	地域づくり課 安全安心係

班名	分担作業	事務分掌	課・係名
救助・教育班	救援物資の受け入れ、仕分け等	救援物資の受け入れ、仕分け等に関する事	地域づくり課 安全安心係
	災害ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会、ボランティア団体との連絡調整及び受け入れに関する事	福祉課 人権・地域福祉係
	被災者相談	罹災者の生活保護に関する事	福祉課 人権・地域福祉係
		災害時における固定資産税及び土地保有税減免資料作成に関する事	税務課 資産税係
		災害罹災者に対する町税徴収猶予に関する事	税務課 収納係
		災害時における町税減免資料作成に関する事	税務課 住民税係
	義援金の受け入れ、保管、配分	災害義援金品の受付け、保管及び出納に関する事	会計課 会計係
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金、災害見舞金に関する事	地域づくり課 安全安心係
	応急教育、応急保育	休校等の応急措置に関する事	教育総務課 学校教育係
		応急教育に関する事	教育総務課 学校教育係
		学校教育施設の衛生管理に関する事	教育総務課 学校教育係
		学用品の供与等就学に関する事	教育総務課 学校教育係
	保健衛生対策	成人の感染症予防対策、その他保健衛生活動に関する事	健康づくり課 健康増進係
		児童の感染症予防対策、その他保健衛生活動に関する事	子育てあんしん課 こども家庭支援係
	関係団体・機関等との連絡調整	日本赤十字社との連絡調整に関する事	福祉課 人権・地域福祉係
		関係教育機関との連絡調整に関する事	教育総務課 教育総務係
人事・支援班	参集職員の掌握	職員の参集状況の掌握に関する事	企画政策室 人事秘書係
	対応職員の管理	事象対応中の職員の活動状況の管理に関する事	企画政策室 人事秘書係
	職員の動員配備	職員の動員に対する連絡調整に関する事	企画政策室 人事秘書係
		災害従事職員の公務災害に関する事	企画政策室 人事秘書係
		動員職員の休職に関する事	企画政策室 人事秘書係
	車両・資機材の管理	車両・資機材の管理に関する事	総務課 契約用地管財係
	見舞者等への応接	国、県関係者等の災害状況視察の対応に関する事	企画政策室 人事秘書係
		国、県関係者の災害状況視察の協力に関する事	議会事務局 議会事務局係
	関係団体・機関等との連絡調整	議会との連絡調整に関する事	議会事務局 議会事務局係
消防団	消火活動	消火活動に関する事	地域づくり課 安全安心係
	水防活動	水防活動に関する事	地域づくり課 安全安心係
	救助活動	救助活動に関する事	地域づくり課 安全安心係
	避難誘導	避難誘導に関する事	地域づくり課 安全安心係
	行方不明者の捜索	行方不明者の捜索に関する事	地域づくり課 安全安心係

配備基準(風水害時)

動員人数の基準は次のとおりである。ただし、災害や避難所開設の状況等により、必要に応じ配備要員の増員または減員を行う（警戒体制時に避難所を開設する場合等）。

また、職員の動員を行うに当たっても、災害や避難所開設の状況等により、災害対策本部の班体制による対応や各班の間で応援態勢をとるなど柔軟かつ効率的な対応を行う。

課 名	準備体制	警戒体制	非常体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備
地域づくり課	3	3	8	8	全職員
企画政策室			2	3	
総務課			3	4	
デジタル推進課			4	4	
おかがきPR課			4	5	
税務課			3	5	
健康づくり課			3	6	
福祉課		1	3	9	
長寿あんしん課			3	6	
住民環境課			2	5	
こども未来課			2	3	
子育てあんしん課			2	6	
都市建設課	1	5	10	14	
農林水産課	1	3	6	8	
上下水道課		4	8	12	
教育総務課			2	5	
生涯学習課		1	7	9	
会計課			1	2	
議会事務局			1	2	
計	5	17	74	116	—
消防団	—	4	112	112	112

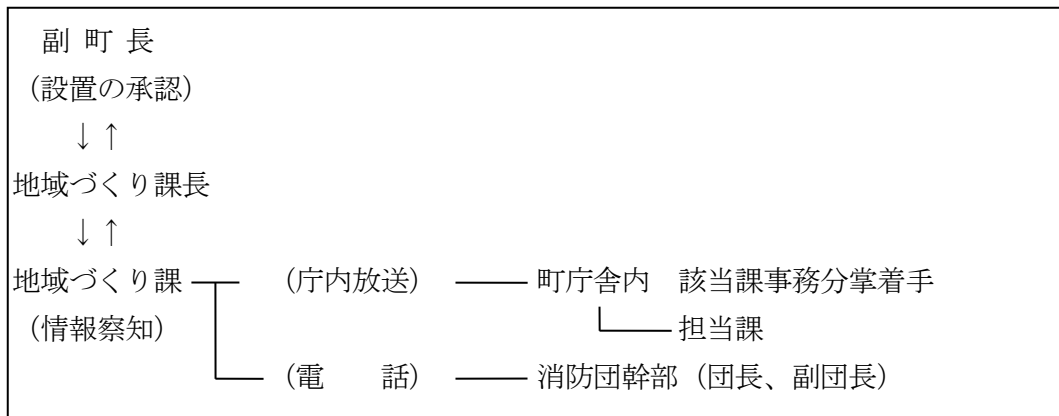
※ 配備職員は、岡垣町で任用されている正規職員、任期付職員及び再任用職員が対象。

職員の動員連絡方法(風水害時)

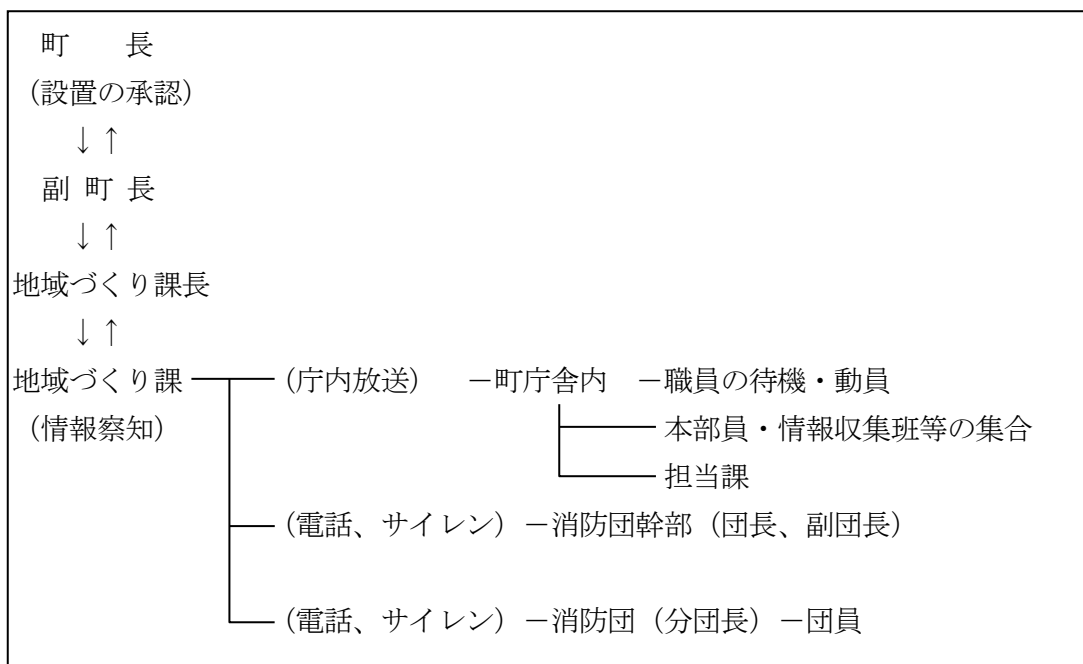
1. 勤務時間内警戒体制非常体制の動員方法

勤務時間内の動員は、地域づくり課がその旨、庁内放送・電話等を使用し各課の課長を通じて動員する。

① 勤務時間内警戒体制



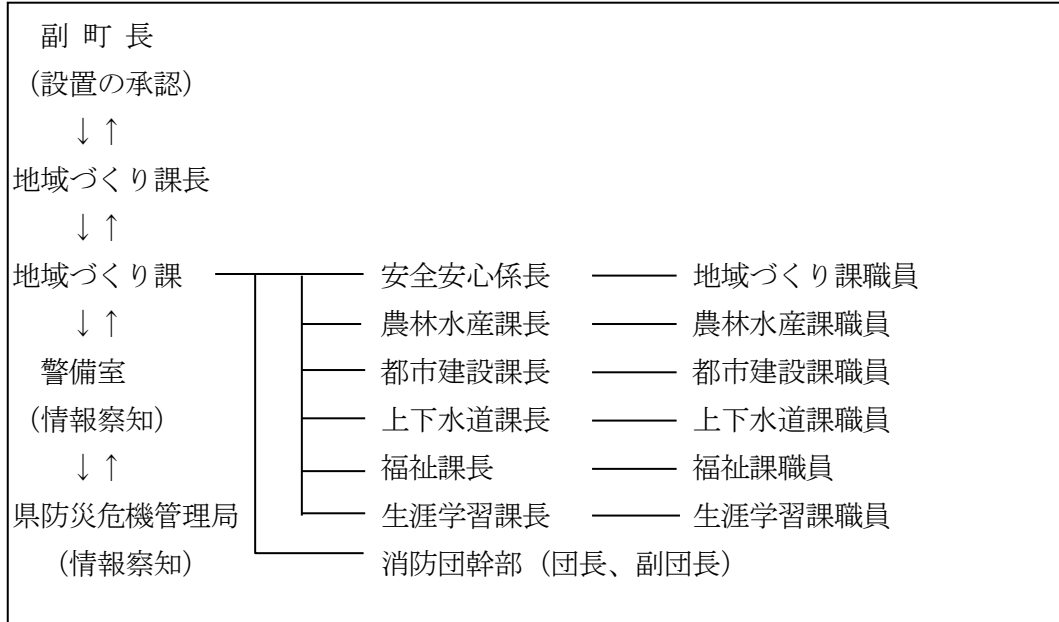
② 勤務時間内非常体制



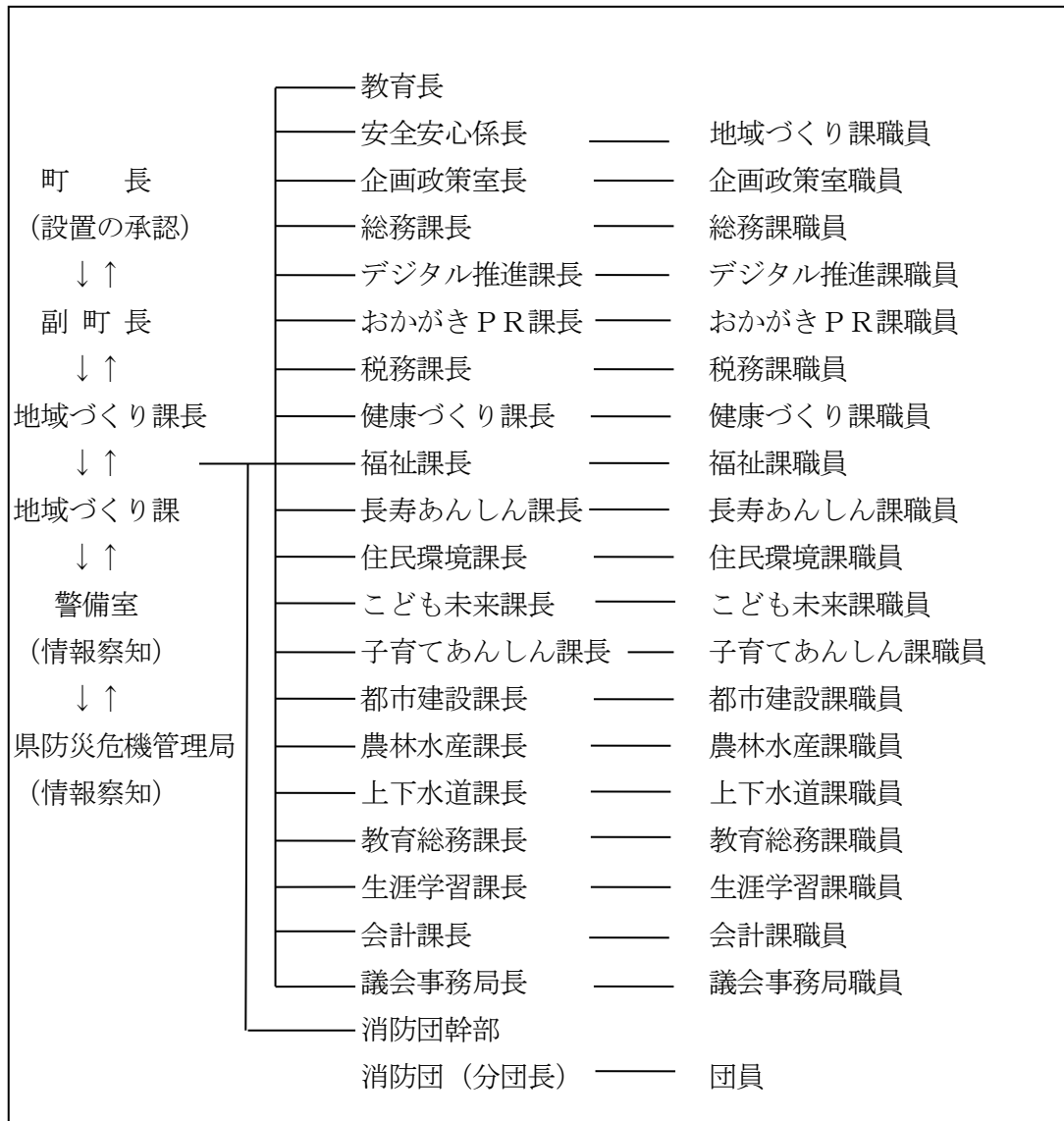
2. 勤務時間外警戒体制非常体制の動員方法

勤務時間外の動員は、地域づくり課がその旨、電話等を使用し各課の課長（安全安心係長）を通じて動員する。

① 勤務時間外警戒体制



②勤務時間外非常体制



警報・注意報等の種類及び発表基準(福岡管区気象台)

特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

警報・注意報 (令和 6 年 5 月 23 日現在)

	一次細分区域	北九州地方		
	市町村等をまとめた地域	北九州・遠賀地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水	流域雨量指数基準	戸切川流域=6.3, 矢矧川流域=9.7, 汐入川流域=6.9, 野間川流域=5.2, 篠間川流域=6.1	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			響灘	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			響灘	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	戸切川流域=4.9, 矢矧川流域=7.7, 汐入川流域=5.5, 野間川流域=4.2, 篠間川流域=4.8	
		複合基準	戸切川流域=(5, 4.9), 矢矧川流域=(5, 7.7), 野間川流域=(5, 4.1), 篠間川流域=(5, 4)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			響灘	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			響灘	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			響灘	500m
	乾燥	最小湿度 40% で、実効湿度 60%		
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下		
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	

消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づいて福岡管区気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に行う通報である。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

被害の判定基準（福岡県災害調査報告実施要綱 別表1）

注：本別表は令和5年4月1日現在のものであり、依拠すべき消防庁の「災害報告取扱要領等の一部改正について（通知）」（消防庁第55号。令和5年5月12日）の改正内容は反映されていない。当該改正内容のうち、主要改正事項である「一部破損」、「床上浸水」、「床下浸水」についての説明を同じ欄に併記する。また、明白な誤記等を修正して掲載する。

（その1）

被害区分		備 考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 【消防庁】全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする 程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガ ラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の 堆積により一時的に居住することができないものとする。 【消防庁】全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水し たものと及び土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとし る。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。 【消防庁】全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程 度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これ らの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物と する。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

（注）（1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何からの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(その2)

被害区分		備 考
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度の水がつかったものとする。
	畑の流失埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川も若しくは、その他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったものの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(その 3)

被害区分		備 考
その他の	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀、または石塀の箇所数とする。
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹 災 世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

発生報告(書式)

様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						指示、自主の別	日時	地区名	避難先	人員

経過・確定報告(書式)

様式第2号の1

被害状況報告

即報

確定

市町村名			報告者名							
地方本部名			報告者名		報告日時					
					月 日 時 分現在 (市町村→地方本部→県本部)					
市町村名			被害		被害		被害		被害	
人的被害	死者	不明者	人							
		負傷者	重傷	人						
			軽傷	人						
				人						
住家被害	全壊	棟	世帯							
		人								
		半壊	棟	世帯						
		人								
		一部破損	棟	世帯						
		人								
床上浸水	棟	世帯								
	人									
	床上浸水	棟	世帯							
床下浸水	棟	世帯								
	人									
	非住家	公共建物	棟							
その他	田畑	その他	棟							
		流出・埋没	ha							
		冠水	ha							
		流出・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他の被害	文教施設	箇所								
	医療機関	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖崩れ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	航空機被害	機								
	水道	戸								
	電線	回線								
	ガス	戸								
ブロック塀	箇所									
り災世帯数	世帯									
罹災者数	人									
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
公共文教施設	千円									
農林水産業施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他の被害	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
被害総額	千円									
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

災害時における連絡窓口及び指定電話

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
【福岡県】			
災害対策本部室	092-643-3986 ～3989	092-643-3990	78-700- 7500～7504
消防防災指導課	092-643-3113	092-643-3117	78-700-7023
八幡農林事務所	093-601-8851		78-702-701
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2045	0940-36-2592	78-824-210
北九州県土整備事務所	093-691-2761		78-818-711
【福岡県警本部】			
福岡県警本部警備課	092-641-4141		78-700-7202
折尾警察署	093-691-0110	093-691-0110	
岡垣交番	093-691-0110 (折尾警察署)		
【消防本部】			
遠賀郡消防本部（署）	093-293-8123	093-291-4008	78-657-70
芦屋分署	093-223-3160	093-223-3166	
岡垣出張所	093-283-4119	093-283-1401	
【近隣市町村】			
北九州市（危機管理室危機管理課）	093-582-2110	093-582-3117	78-100-70
水巻町（総務課）	093-201-4321	093-201-4423	78-382-70
芦屋町（総務課）	093-223-3572	093-223-3927	78-381-70
遠賀町（総務課）	093-293-1234	093-293-0806	78-384-70
【自衛隊】			
陸上自衛隊第4師団司令部 （第3部防衛班）	092-591-1020		78-983-70
海上自衛隊佐世保地方総監部 (オペレーション)	0956-23-7111		
航空自衛隊西部航空方面隊 (防衛部運用課)	092-581-4031		78-984-71
航空自衛隊芦屋基地	093-223-0981		
【指定地方行政機関】			
九州管区警察局	092-622-5000		
福岡財務支局（総務課）	092-411-7281		
九州厚生局（総務課）	092-707-1115	092-474-2244	
九州農政局（防災課）	096-211-9111		
九州農政局福岡県拠点（地方参事官室）	092-281-8261		
九州森林管理局（企画調整課）	096-328-3511	096-355-3891	
福岡森林管理署	092-843-2100		
九州経済産業局（総務課）	092-482-5405 ～7		
九州運輸局（安全防災・危機管理課）	092-472-2318		
大阪航空局福岡空港事務所（空港保安防災課）	092-621-2221		
第七管区海上保安本部	093-321-2931		78-985-70
福岡管区气象台（予報課）	092-725-3604		78-981-70
九州総合通信局（陸上課）	096-326-7857		
福岡労働局（総務課）	092-411-4861		

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
九州地方整備局（防災室）	092-471-6331		
九州地方整備局（災害時）	092-414-7301		
遠賀川河川事務所	0949-22-1830	0949-22-2859	
北九州国道事務所	093-951-4331		
【指定公共機関・指定地方公共機関】			
九州旅客鉄道株式会社（広報部）	092-474-2541		
九州旅客鉄道株式会社海老津駅	093-282-0022		
西日本電信電話株式会社九州支店（災害対策室）	092-474-6160	092-477-3940	
N T T コミュニケーションズ株式会社（災害対策室）	03-5202-9909		
N T T ドコモ株式会社（九州支社）	092-717-5511		
K D D I 株式会社	03-3347-0077		
日本郵便株式会社	03-3504-4411		
日本銀行福岡支店（文書課）	092-725-5511		
日本赤十字社福岡県支部（事業課）	092-523-1171		78-980-0
日本放送協会福岡放送局（放送部）	092-724-2800		78-982-70
西日本高速道路株式会社九州支社	092-260-6123		
日本通運株式会社福岡支店（総務課）	092-291-7112		
九州電力送配電株式会社	0800-777-9401	093-662-8398	
西日本鉄道株式会社（総務部総務課）	092-734-1552		
西部ガス株式会社（総務広報部庶務グループ）	092-633-2239		
株式会社西日本新聞社（総務部）	092-711-5171		
株式会社朝日新聞西部本社	093-563-1131		
株式会社毎日新聞西部本社	093-541-3131		
株式会社読売新聞西部本社	092-715-4311		
時事通信社福岡支社	092-741-2536		
共同通信社福岡支社	092-781-4241		
熊本日日新聞社福岡支社	092-771-7374		
日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711		
R K B 毎日放送株式会社	092-852-6666		
株式会社テレビ西日本	092-852-5555		
九州朝日放送株式会社	092-721-1234		
株式会社福岡放送	092-532-1111		
株式会社エフエム福岡	092-791-7290		
株式会社 T V Q 九州放送	092-262-0019		
株式会社 C R O S S F M	093-551-0770		
ラブエフエム国際放送株式会社	092-734-5462		
福岡県医師会	092-431-4564		
福岡県獣医師会	092-751-4749	092-751-4751	
福岡県歯科医師会	092-771-3531		
福岡県トラック協会	092-451-7878		
福岡県 L P ガス協会	092-476-3838		
遠賀・中間地域広域行政事務組合	093-293-3581		
福岡県看護協会	092-631-1141		
福岡県薬剤師会	092-271-3791		
福岡県社会福祉協議会	092-584-3377		

災害情報通信のための電話の指定(災害時優先電話)

番号	施設名称	電話番号
1	岡垣町役場	282-1213、282-1214、282-1215
2	東部公民館	282-0035
3	浄水場	282-0046
4	岡垣中学校	282-1334
5	戸切小学校	282-0094
6	内浦小学校	282-0130
7	吉木小学校	282-0174
8	山田小学校	282-1121
9	海老津小学校	282-7110

特設公衆電話設置場所

番号	施設名称
1	内浦小学校
2	吉木小学校
3	海老津小学校
4	山田小学校
5	戸切小学校
6	岡垣中学校
7	岡垣東中学校
8	西部公民館
9	中央公民館
10	東部公民館
11	町民体育館
12	いこいの里
13	岡垣サンリーアイ
14	町民武道館
15	情報プラザ人の駅
16	岡垣町役場

緊急防災無線一覧

資料3-4-8

番号	局種類	設置場所	番号	局種類	設置場所
901	親局	岡垣町役場親局	205	屋外局	手野おかがき病院入口
902	サブ局	岡垣町役場サブ局	206	屋外局	元松原地域
101	屋内局	湯川公民館	207	屋外局	中部保育所
102	屋内局	原公民館	208	屋外局	三吉南地域
103	屋内局	手野公民館	209	屋外局	上高倉地域
104	屋内局	新松原公民館	210	屋外局	高倉上畑地域
105	屋内局	三吉公民館	211	屋内局	いこいの里
106	屋内局	三吉団地公民館	212	屋外局	浄水場北地域
107	屋内局	元松原公民館	213	屋外局	上畑東地域
108	屋外局	西黒山公民館	214	屋外局	海老津小局地域
109	屋内局	糠塚公民館	215	屋外局	海老津宝地域
110	屋内局	山田公民館	217	屋外局	県道岡垣・遠賀線
111	屋内局	西山田公民館	218	屋外局	東黒山北地域
112	屋内局	茅原公民館	219	屋外局	戸切懈原地域
113	屋内局	上戸切集会所	221	屋外局	前牟田橋
114	屋内局	戸切百合野集会所	222	屋外局	野間地区
115	屋内局	下戸切集会所	223	屋外局	上高倉百合野町道
116	屋内局	戸切百合野公民館	301	屋内局	岡垣町役場子局
117	屋内局	戸切白谷公民館	302	屋内局	波津漁協
118	屋内局	海老津公民館	303	屋内局	若潮荘
119	屋内局	上畑公民館	304	屋内局	西部公民館
120	屋内局	高倉公民館	305	屋外局	汐入川海岸
121	屋内局	上高倉公民館	307	屋外局	糠塚水源地
122	屋内局	野間公民館	308	屋内局	吉木下水道中継ポンプ場
123	屋内局	百合ヶ丘公民館	309	屋内局	中央公民館
124	屋内局	東高陽・鍋田公民館	310	屋内局	吉木小学校
125	屋内局	西高陽公民館	311	屋外局	松ヶ台東公園
126	屋内局	南高陽公民館	312	屋内局	第4分団格納庫
127	屋内局	山田峠公民館	313	屋内局	岡垣浄化センター
128	屋内局	旭南公民館	314	屋外局	旭西公園
129	屋内局	松ヶ台西公民館	315	屋外局	けやき公園
130	屋内局	波津公民館	316	屋外局	井堀公園
131	屋内局	高塚公民館	317	屋外局	遠賀郡消防署岡垣出張所
132	屋内局	東黒山公民館	318	屋内局	海老津小学校
133	屋内局	東山田公民館	319	屋内局	東部公民館
134	屋内局	緑ヶ丘公民館	320	屋外局	海老津配水池
135	屋内局	高陽公民館	321	屋外局	戸切小学校
136	屋内局	上海老津公民館	322	屋外局	山田小学校
137	屋内局	新海老津公民館	323	屋外局	湯川山中腹町道
138	屋内局	南山田公民館	324	屋外局	旭東公園
139	屋内局	えびつ台公民館	220	屋外局	戸切千代丸交差点
201	屋外局	湯川入口	325	屋内局	旧ことぶき荘
202	屋外局	成田山	326	屋内局	情報プラザ人の駅
203	屋外局	内浦地域			
204	屋外局	手野北地域			

重要水防箇所等

(1) 重要水防箇所(河川)

	水系名	河川名	左右 岸別	延長 (m)	位置		重 要 度	予想される 事 態	水防工法
					大字	キロ杭位置			
1	遠賀川	戸切川	左 右	4,095 4,095	遠賀町別府 上戸切	門前橋～ 起点(上流端)	B	溢 水	積み土のう工
2	矢矧川	矢矧川	左 右	2,230 2,230	黒山 山田	矢矧橋～ 姥ヶ井堰	C	溢 水	積み土のう工
3	矢矧川	矢矧川	左 右	1,000 1,000	海老津	一本松井堰下流 185m～起点(上流端)	C	溢 水	積み土のう工
4	汐入川	汐入川	左 右	1,800 1,800	高倉 上高倉	原海老津線(乳垂大橋) 上流300m～起点 (上流端) 百合野橋	B	溢 水	積み土のう工
5	汐入川	篠間川	左 右	2,426 2,426	手野	篠間堰～上流端	B	溢 水	積み土のう工

(2) 重要水防箇所(海岸)

	沿岸名	海岸名	重要水防区間		重要度	予想される 事態
			延長 (m)	地先名		
1	玄海灘	新松原	6,282	新松原	B	侵食

(3) 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(土石流)(旧土石流危険渓流)										
区域の番号	区域の名称	フリガナ	所 在 地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
					区域	人家				
383-D-001	湯川1	カガ	波津	383-II-001	○		99,177	238	H26.3.25	254
383-D-002	湯川2	カガ	波津	383-II-002	○		109,062	281	H26.3.25	254
383-D-003	磯部谷川	イハベ タニガ	波津	383-I-003	○		43,105	136	H26.3.25	254
383-D-004	白越谷川	シラコタニガ	波津	383-I-002	○		51,071	386	H26.3.25	254
383-D-005	湯川山谷川1	カガ ヤマタニガ	原及び波津	383-III-002	○	○	227,753	4,978	H26.3.25	254
383-D-006	山畑谷川	ヤマハタニガ	原及び波津	383-I-001			72,446	0	H26.3.25	254
383-D-007	水頭川	ミズガシガ	内浦及び手野	383-ND-201	○		223,113	1,206	H26.3.25	254
383-D-008	内浦谷川1-2	ウツタニガ	内浦、手野及び原	383-II-003-2	○		266,080	1,381	H26.3.25	254
383-D-009	内浦谷川3	ウツタニガ	内浦及び手野	383-II-005			56,251	0	H26.3.25	254
383-D-010	内浦谷川1-1	ウツタニガ	手野、内浦、原及び波津	383-II-003-1	○		258,135	1,217	H26.3.25	254
383-D-011	内浦谷川1	ウツタニガ	手野、内浦及び原	383-III-003	○		216,525	264	H26.3.25	254
383-D-012	平山谷川	ヒラヤマガ	手野及び内浦	383-I-004			58,883	0	H26.3.25	254
383-D-013	内浦谷川2	ウツタニガ	手野及び内浦	383-III-004	○		80,746	18	H26.3.25	254
383-D-014	手野谷川1	テノタニガ	手野	383-ND-202	○		50,712	481	H26.3.25	254
383-D-015	手野谷川	テノタニガ	手野	383-I-008	○		104,178	86	H26.3.25	254
383-D-016	大河原谷川	オホガワタニガ	手野及び三吉	383-I-007			57,158	0	H26.3.25	254
383-D-017	小河原谷川	オホガワタニガ	手野及び三吉	383-I-006	○		34,299	25	H26.3.25	254
383-D-018	浦頭谷川	ウラダニガ	三吉	383-I-005			56,706	0	H26.3.25	254
383-D-019	三吉谷川1	ミシタニガ	三吉	383-III-005	○		22,037	658	H26.3.25	254
383-D-020	三吉谷川2	ミシタニガ	三吉	383-III-006			29,924	0	H26.3.25	254
383-D-021	上高倉谷川2	カミタカクラタニガ	高倉	383-III-007	○		22,094	70	H26.3.25	254
383-D-022	上高倉谷川	カミタカクラタニガ	高倉	383-II-006	○		48,505	916	H26.3.25	254
383-D-023	汐入川-1	シオイガ	高倉	383-I-010-1	○		78,296	1,624	H26.3.25	254
383-D-024	汐入川-2	シオイガ	高倉	383-I-010-2	○		77,029	351	H26.3.25	254
383-D-025	大山口谷川	オホヤマガ タニガ	高倉	383-I-009	○		60,882	412	H26.3.25	254
383-D-026	高倉谷川	タカクラタニガ	高倉	383-II-008	○		56,343	159	H26.3.25	254
383-D-027	竜昌寺川	リウショウジガ	高倉	383-II-007	○		21,975	144	H26.3.25	254
383-D-028	上畑谷川1-1	ジョウハタタニガ	上畑	383-II-009	○		24,805	164	H26.3.25	254
383-D-029	上畑谷川4	ジョウハタタニガ	上畑	383-III-008	○		13,711	469	H26.3.25	254
383-D-030	上畑谷川1	ジョウハタタニガ	上畑	383-I-012	○	○	15,565	1,418	H26.3.25	254
383-D-031	上畑谷川2	ジョウハタタニガ	上畑	383-II-010	○		17,403	354	H26.3.25	254
383-D-032	海老津谷川2	エビツタニガ	海老津	383-III-009			14,381	0	H26.3.25	254
383-D-033	海老津谷川	エビツタニガ	戸切、海老津駅南1丁目、2丁目及び3丁目	383-I-013	○	○	19,405	4,236	H26.3.25	254
383-D-034	戸切川1	トキリガ	戸切、海老津駅南1丁目、2丁目及び3丁目	383-I-014	○		40,517	182	H26.3.25	254
383-D-035	戸切川2	トキリガ	戸切、海老津駅南1丁目、2丁目及び3丁目	383-I-015	○		69,592	223	H26.3.25	254
383-D-036	戸切川5	トキリガ	戸切	383-II-012			29,681	0	H26.3.25	254
383-D-037	戸切川6	トキリガ	戸切	383-III-011	○		18,420	1,797	H26.3.25	254
383-D-038	戸切川4	トキリガ	戸切	383-II-011	○		28,782	159	H26.3.25	254
383-D-039	百合野谷川2	ユリノタニガ	戸切	383-III-010			57,225	411	H26.3.25	254
383-D-040	百合野谷川	ユリノタニガ	戸切	383-I-017	○		7,564	692	H26.3.25	254
383-D-041	戸切川3	トキリガ	戸切	383-I-016	○		24,280	1,474	H26.3.25	254
383-D-042	海老津谷川1	エビツタニガ	戸切及び海老津	383-ND-001	○		32,341	498	H26.3.25	254
383-D-043	内浦谷川1-3	ウツタニガ	手野、内浦及び原	383-II-004	○		116,330	41	H29.9.1	565

(4) 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(地すべり)(旧地すべり危険箇所)														
区域の番号	区域の名称	フリガナ	所 在 地	旧危険箇所番号	ブロック名	特別警戒区域		ランク区分	長さ(m)	幅(m)	警戒区域面積(㎡)	特別警戒区域面積(㎡)	告示年月日	告示番号
						区域	人家							
383- J -001	戸切白谷	トギリツタニ	戸切、海老津駅南1丁目及び3丁目	383- J -079	A	—	—	C	146	121	25,624	—	H26.3.25	254
					B	—	—	C	97	70	11,262	—		
					C	—	—	C	88	58	7,996	—		
					D	—	—	C	68	55	6,347	—		

(5) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

	区 域 名	所 在 地	指定面積 (ha)	告示年月日	告示番号
1	波 津	波津字仲	0.0560	昭和50年 7月 8日	957
2	恋ノ田 (A)	山田字恋ノ田	0.0615	昭和59年 1月 26日	109
			0.0600	昭和60年12月 13日	1820-5
3	西山田	山田字山下	0.2700	昭和60年11月 28日	1741
4	戸 切	戸切字龍王	0.1162	昭和61年 8月 23日	1260
5	大 道	波津字大道	0.2500	昭和62年 9月 5日	1345
6	高 陽	山田字恋ノ田	1.1180	昭和63年10月 18日	1655
7	白谷 (B)	戸切字白谷	0.1250	平成 元年12月 8日	1976

(6) 土砂災害(特別)警戒区域指定一覧表(急傾斜地の崩壊)(旧急傾斜地崩壊危険箇所)							最大	最大	警戒区域	特別警戒		
区域の番号	区域の名称	フリガナ	所 在 地	旧危険箇所番号	特別警戒	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	面積 (㎡)	区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号	
					区域 人家							
383-K-001	黒山(b)	クロヤマ	糠塚	383-III-001N	○ ○	16	50	9,878	3,089	H26.3.25	254	
383-K-002	黒山(c) - 2	クロヤマ	黒山	383-III-002N-2	○	16	48	7,158	2,587	H26.3.25	254	
383-K-003	黒山(c) - 1	クロヤマ	黒山	383-III-002N-1	○	7	39	1,278	347	H26.3.25	254	
383-K-004	黒山	クロヤマ	黒山	383-NK-066	○	16	40	5,661	2,140	H26.3.25	254	
383-K-005	黒山(a) 1	クロヤマ	黒山	383-NK-067	○	7	42	966	260	H26.3.25	254	
383-K-006	黒山(a) 2	クロヤマ	黒山	383-NK-068		7	59	370	0	H26.3.25	254	
383-K-007	黒山(a)	クロヤマ	黒山	383-I-004A	○ ○	18	53	8,887	3,060	H26.3.25	254	
383-K-008	松ヶ台	マツガダイ	松ヶ台 1 丁目及び旭台 3 丁目	383-NK-080	○ ○	10	37	2,967	776	H26.3.25	254	
383-K-009	旭台 4 - 1	アサヒダイ	旭台 4 丁目及び旭台 3 丁目	383-NK-002-1	○	9	44	2,733	76	H26.3.25	254	
383-K-010	旭台 4 - 2	アサヒダイ	旭台 4 丁目	383-NK-002-2	○ ○	7	36	1,123	262	H26.3.25	254	
383-K-011	山田 - 1	ヤマダ	山田	383-NK-001-1	○	36	45	46,439	18,887	H26.3.25	254	
383-K-012	山田 - 2	ヤマダ	山田	383-NK-001-2	○	10	34	1,117	321	H26.3.25	254	
383-K-013	糠塚(2)	ヌカヅカ	山田	383-NK-079	○	8	57	2,743	277	H26.3.25	254	
383-K-014	山下(B) - 2	ヤマシタ	山田	383-I-008N-2	○ ○	6	55	790	154	H26.3.25	254	
383-K-015	山下(B) - 1	ヤマシタ	山田	383-I-008N-1	○	26	39	7,368	2,876	H26.3.25	254	
383-K-016	山田峠 2 (1)	ヤマダ トウゲ	山田及び山田峠 2 丁目	383-NK-076	○	16	38	2,675	949	H26.3.25	254	
383-K-017	旭南	アサヒナミ	旭南及び桜台	383-NK-073	○ ○	14	40	5,884	1,874	H26.3.25	254	
383-K-019	西山田 - 2	ニシヤマダ	桜台	383-I-018N-2	○	8	72	615	122	H26.3.25	254	
383-K-020	桜台	サクラダイ	桜台	383-NK-071	○	18	56	2,758	803	H26.3.25	254	
383-K-021	緑ヶ丘 - 3	ミドリガハ	桜台	383-NK-003-3	○	28	41	4,293	2,214	H26.3.25	254	
383-K-022	緑ヶ丘 - 2	ミドリガハ	桜台	383-NK-003-2	○	11	51	1,290	382	H26.3.25	254	
383-K-023	緑ヶ丘 - 1	ミドリガハ	桜台	383-NK-003-1	○ ○	32	41	9,886	4,489	H26.3.25	254	
383-K-024	猿田	サルタ	桜台	383-I-017N	○ ○	9	61	2,837	556	H26.3.25	254	
383-K-025	山下(A)	ヤマシタ	桜台、東山田 1 丁目及び山田	383-I-019N	○ ○	38	52	27,608	11,810	H26.3.25	254	
383-K-026	西山田 - 3	ニシヤマダ	桜台及び東山田 1 丁目	383-I-018N-3	○ ○	17	53	7,690	2,292	H26.3.25	254	
383-K-027	中央台 6 - 1	チュウカウダイ	中央台 6 丁目	383-NK-004	○	9	53	1,712	466	H26.3.25	254	
383-K-028	中央台 6 (2)	チュウカウダイ	中央台 6 丁目及び野間南	383-NK-047		10	50	3,633	0	H26.3.25	254	
383-K-029	中央台 3 - 1	チュウカウダイ	中央台 3 丁目及び桜台	383-NK-074-1	○	9	36	2,420	567	H26.3.25	254	
383-K-030	中央台 3 - 2	チュウカウダイ	中央台 3 丁目	383-NK-074-2	○	9	65	2,289	255	H26.3.25	254	
383-K-031	中央台 4	チュウカウダイ	中央台 4 丁目及び中央台 5 丁目	383-NK-046		8	71	1,693	0	H26.3.25	254	
383-K-032	茅原 - 1	カヤハラ	中央台 5 丁目	383-NK-045-1		6	57	899	0	H26.3.25	254	
383-K-033	茅原 - 5	カヤハラ	中央台 5 丁目	383-NK-045-5		7	54	697	0	H26.3.25	254	
383-K-034	茅原 - 4	カヤハラ	中央台 5 丁目	383-NK-045-4	○	7	60	281	45	H26.3.25	254	
383-K-035	茅原 - 3	カヤハラ	中央台 5 丁目	383-NK-045-3	○	9	40	775	213	H26.3.25	254	
383-K-036	茅原 - 2	カヤハラ	中央台 5 丁目及び海老津 1 丁目	383-NK-045-2	○	7	46	303	47	H26.3.25	254	
383-K-037	野間南(2)	ノミナミ	野間南	383-NK-048		6	49	275	0	H26.3.25	254	
383-K-038	野間南	ノミナミ	野間南	383-NK-005	○	7	43	681	185	H26.3.25	254	
383-K-039	海老津 1 (4)	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-051	○ ○	9	68	5,105	942	H26.3.25	254	
383-K-040	海老津 1 (5) - 1	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-052-1	○ ○	9	44	922	273	H26.3.25	254	
383-K-041	海老津 1 (5) - 2	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-052-2	○ ○	9	58	1,158	286	H26.3.25	254	
383-K-042	海老津 1 (2)	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-008	○	14	56	6,857	2,098	H26.3.25	254	
383-K-043	海老津	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-006	○	9	39	2,853	568	H26.3.25	254	
383-K-044	海老津 1 (3)	エビヅ	海老津 1 丁目	383-NK-049	○	6	60	1,045	19	H26.3.25	254	
383-K-045	恋の田(A) - 1	コイノタ	海老津 1 丁目	383-I-025N-1		10	68	2,019	0	H26.3.25	254	
383-K-046	恋の田(A) - 2	コイノタ	海老津 1 丁目	383-I-025N-2		9	68	656	0	H26.3.25	254	
383-K-047	高陽	コウヨウ	高陽台 1 丁目及び高陽台 2 丁目	383-I-028N	○	8	65	1,626	19	H26.3.25	254	
383-K-048	恋の田(A) - 4	コイノタ	高陽台 1 丁目	383-NK-013		6	65	887	0	H26.3.25	254	
383-K-049	恋の田(A) - 3	コイノタ	高陽台 1 丁目及び海老津駅前	383-NK-012		6	70	1,577	0	H26.3.25	254	
383-K-050	本村	モトムラ	高陽台 2 丁目	383-I-029A		7	74	3,472	0	H26.3.25	254	
383-K-051	本村(B) - 1 1	モトムラ	戸切	383-NK-031	○	9	48	855	198	H26.3.25	254	
383-K-052	本村(B) - 1 2	モトムラ	戸切	383-NK-032-1	○ ○	8	35	1,728	410	H26.3.25	254	
383-K-053	本村(B) - 1 3	モトムラ	戸切	383-NK-032-2	○	30	33	1,757	608	H26.3.25	254	
383-K-054	本村(B) - 1 4	モトムラ	戸切	383-NK-032-3	○ ○	39	41	3,168	1,553	H26.3.25	254	
383-K-055	本村(B) - 1 0	モトムラ	戸切	383-NK-030	○ ○	8	44	1,995	554	H26.3.25	254	
383-K-056	戸切	トギリ	戸切	383-II-010N	○ ○	41	47	32,855	14,286	H26.3.25	254	
383-K-057	戸切白谷(c)	トギリシラタニ	戸切	383-III-008N	○	29	47	15,498	5,770	H26.3.25	254	
383-K-058	戸切白谷(d)	トギリシラタニ	戸切	383-III-007N	○	19	48	12,799	4,553	H26.3.25	254	
383-K-059	百合野(a) - 5	リリノ	戸切	383-NK-040	○	7	54	2,976	737	H26.3.25	254	
383-K-060	百合野(a) - 1	リリノ	戸切	383-I-039N-1	○ ○	56	45	43,821	22,458	H26.3.25	254	
383-K-061	百合野(a) - 2	リリノ	戸切	383-I-039N-2	○	21	37	4,561	1,754	H26.3.25	254	
383-K-062	百合野(a) - 3	リリノ	戸切	383-I-039N-3	○	20	32	2,986	1,185	H26.3.25	254	
383-K-063	百合野(c) - 5	リリノ	戸切	383-NK-036	○	7	36	584	131	H26.3.25	254	
383-K-064	百合野(B) - 3	リリノ	戸切	383-NK-041-2	○	12	32	972	339	H26.3.25	254	
383-K-065	百合野(B) - 2	リリノ	戸切	383-NK-041-1	○	13	38	1,542	533	H26.3.25	254	
383-K-066	百合野(B) - 4	リリノ	戸切	383-NK-041-3	○	8	48	457	100	H26.3.25	254	
383-K-067	百合野(B)	リリノ	戸切	383-I-040N	○ ○	6	43	1,065	245	H26.3.25	254	
383-K-068	百合野(b)	リリノ	戸切	383-I-041N	○ ○	65	39	20,899	9,475	H26.3.25	254	
383-K-069	百合野(b) - 2	リリノ	戸切	383-NK-043	○	25	39	5,475	2,044	H26.3.25	254	
383-K-070	百合野(c) - 4	リリノ	戸切	383-NK-035-2	○	11	40	1,418	485	H26.3.25	254	
383-K-071	百合野(c) - 3	リリノ	戸切	383-NK-035-1	○	10	38	769	134	H26.3.25	254	
383-K-072	百合野(c) - 1	リリノ	戸切	383-I-038N-1	○ ○	12	49	2,409	722	H26.3.25	254	
383-K-073	百合野(c) - 2	リリノ	戸切	383-I-038N-2	○	34	37	12,205	5,086	H26.3.25	254	
383-K-074	百合野(c) - 6	リリノ	戸切	383-NK-038	○	10	33	1,945	596	H26.3.25	254	
383-K-075	海老津(2)	エビヅ	戸切	383-NK-083	○	9	53	302	77	H26.3.25	254	
383-K-076	海老津(3)	エビヅ	戸切	383-NK-084	○	8	42	915	252	H26.3.25	254	
383-K-077	海老津(4) - 2	エビヅ	戸切	383-NK-085-2	○	6	46	481	103	H26.3.25	254	
383-K-078	上戸切 - 3	カミトギリ	戸切	383-NK-034-1	○	52	49	8,464	4,716	H26.3.25	254	
383-K-079	上戸切	カミトギリ	戸切	383-I-037N	○ ○	58	38	18,903	11,343	H26.3.25	254	

区域の番号	区域の名称	フリガナ	所 在 地	旧危険箇所番号	特別警戒		最大 高さ	最大 勾配	警戒区域 面積	特別警戒 区域面積	告示年月日	告示番号
					人家							
383-K-080	戸切白谷(a)	トギ リツタニ	戸切	383-II-009N	○	○	42	46	21,495	9,234	H26.3.25	254
383-K-081	戸切白谷(b)-1	トギ リツタニ	戸切及び海老津駅南3丁目	383-I-032A-1	○		17	56	4,302	1,446	H26.3.25	254
383-K-082	戸切白谷(b)-2	トギ リツタニ	戸切及び海老津駅南3丁目	383-I-032A-2	○		8	42	434	108	H26.3.25	254
383-K-083	本村(B)-7	トムラ	戸切	383-NK-027	○		8	41	2,636	701	H26.3.25	254
383-K-084	本村(B)-5	トムラ	戸切	383-I-033N-5	○		14	46	2,282	547	H26.3.25	254
383-K-085	本村(B)-3	トムラ	戸切	383-I-033N-3	○	○	11	60	3,118	789	H26.3.25	254
383-K-086	本村(B)-2	トムラ	戸切	383-I-033N-2	○	○	5	50	533	95	H26.3.25	254
383-K-087	本村(B)-1	トムラ	戸切	383-I-033N-1	○		8	53	1,166	238	H26.3.25	254
383-K-088	本村(B)-9	トムラ	戸切	383-NK-029	○		21	45	1,865	698	H26.3.25	254
383-K-089	戸切-5	トギ リ	海老津駅南2丁目及び海老津駅南3丁目	383-I-031N-5			7	55	502	0	H26.3.25	254
383-K-090	戸切-11	トギ リ	海老津駅南2丁目及び海老津駅南3丁目	383-NK-025			8	58	2,657	0	H26.3.25	254
383-K-091	白谷(A)	シタニ	海老津駅南2丁目	383-I-026N	○	○	12	58	2,710	390	H26.3.25	254
383-K-092	白谷(A)-3	シタニ	海老津駅南2丁目、3丁目及び1丁目	383-NK-014	○		9	45	3,459	620	H26.3.25	254
383-K-093	戸切-4	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-I-031N-4			8	82	963	0	H26.3.25	254
383-K-094	戸切-3	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-I-031N-3	○		8	49	640	55	H26.3.25	254
383-K-095	戸切-2	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-I-031N-2			7	50	390	0	H26.3.25	254
383-K-096	戸切-1	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-I-031N-1			7	59	324	0	H26.3.25	254
383-K-097	戸切白谷(c)-4	トギ リツタニ	海老津駅南3丁目及び戸切	383-NK-018	○	○	10	47	1,726	130	H26.3.25	254
383-K-098	戸切白谷(c)-5	トギ リツタニ	海老津駅南3丁目	383-NK-019			7	52	839	0	H26.3.25	254
383-K-099	戸切白谷(c)-2	トギ リツタニ	海老津駅南3丁目及び戸切	383-I-030A-2	○		12	41	1,796	678	H26.3.25	254
383-K-100	戸切-9	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-NK-023	○	○	9	69	3,478	801	H26.3.25	254
383-K-101	戸切-10	トギ リ	海老津駅南3丁目	383-NK-024	○	○	14	60	3,177	880	H26.3.25	254
383-K-102	白谷-2	シタニ	海老津駅南1丁目及び戸切	383-I-024N-2	○	○	17	37	4,915	1,838	H26.3.25	254
383-K-103	白谷-1	シタニ	海老津駅南1丁目	383-I-024N-1	○	○	8	41	923	236	H26.3.25	254
383-K-104	白谷B-2	シタニ	海老津駅南1丁目、戸切及び海老津駅南3丁目	383-I-027N-2	○	○	18	39	4,834	1,807	H26.3.25	254
383-K-105	白谷B-1	シタニ	海老津駅南1丁目、戸切及び海老津駅南3丁目	383-I-027N-1	○	○	31	41	9,588	4,048	H26.3.25	254
383-K-106	戸切白谷(c)-1	トギ リツタニ	海老津駅南1丁目及び戸切	383-I-030A-1			9	57	1,411	0	H26.3.25	254
383-K-107	海老津(1)	エビ ヲ	戸切及び海老津	383-NK-010	○		15	57	6,014	1,798	H26.3.25	254
383-K-108	海老津(4)-1	エビ ヲ	戸切及び海老津	383-NK-085-1	○		13	44	2,829	905	H26.3.25	254
383-K-109	小豆	ショウズ	海老津	383-I-023N	○	○	8	39	1,254	307	H26.3.25	254
383-K-110	海老津(c)	エビ ヲ	海老津及び高倉	383-II-015N	○	○	39	46	18,443	8,555	H26.3.25	254
383-K-111	海老津3-1	エビ ヲ	海老津駅南3丁目	383-NK-009-1	○		13	53	1,255	355	H26.3.25	254
383-K-112	海老津3-2	エビ ヲ	海老津駅南3丁目	383-NK-009-2	○		15	58	1,810	444	H26.3.25	254
383-K-113	海老津3(a)	エビ ヲ	海老津駅南3丁目	383-NK-054			12	57	3,043	0	H26.3.25	254
383-K-114	海老津(a)	エビ ヲ	海老津3丁目及び大字海老津	383-I-022N	○	○	18	56	11,682	4,263	H26.3.25	254
383-K-115	海老津3(3)	エビ ヲ	海老津駅南3丁目	383-NK-057	○		7	90	1,489	145	H26.3.25	254
383-K-116	海老津3(2)	エビ ヲ	海老津駅南3丁目	383-NK-056			9	59	3,698	0	H26.3.25	254
383-K-117	上畑(3)	ジョウハタ	上畑	383-NK-060	○		20	39	4,929	1,977	H26.3.25	254
383-K-118	上畑(a)-2	ジョウハタ	上畑	383-II-014N-2	○		10	32	1,287	440	H26.3.25	254
383-K-119	上畑(a)-1	ジョウハタ	上畑及び海老津	383-II-014N-1	○	○	30	66	11,452	4,766	H26.3.25	254
383-K-120	上畑(b)	ジョウハタ	上畑	383-II-013N	○	○	7	65	1,714	263	H26.3.25	254
383-K-121	上畑(1)	ジョウハタ	上畑及び海老津	383-NK-058	○	○	40	51	24,259	9,718	H26.3.25	254
383-K-122	上畑(2)	ジョウハタ	上畑	383-NK-059	○		17	38	3,542	1,259	H26.3.25	254
383-K-123	上畑(d)	ジョウハタ	上畑	383-I-036N	○	○	83	47	41,162	20,536	H26.3.25	254
383-K-124	上畑(e)-1	ジョウハタ	上畑	383-I-035N-1	○	○	90	47	50,075	28,276	H26.3.25	254
383-K-125	上畑(e)-2	ジョウハタ	上畑	383-I-035N-2	○		36	36	5,757	2,433	H26.3.25	254
383-K-126	上畑(e)-5	ジョウハタ	上畑	383-I-035N-5	○		14	35	1,739	647	H26.3.25	254
383-K-127	上畑(h)-2	ジョウハタ	上畑	383-III-010N-2	○		42	46	8,320	3,210	H26.3.25	254
383-K-128	上畑(h)-1	ジョウハタ	上畑	383-III-010N-1	○		46	47	11,947	5,188	H26.3.25	254
383-K-129	上畑(g)-4	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-I-034N-4	○		20	49	1,548	390	H26.3.25	254
383-K-130	上畑(g)-1	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-I-034N-1	○	○	16	52	7,426	2,535	H26.3.25	254
383-K-131	上畑(5)-3	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-NK-064-3	○		10	42	1,746	577	H26.3.25	254
383-K-132	上畑(6)	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-NK-065			9	42	1,332	0	H26.3.25	254
383-K-133	上畑(g)-3	ジョウハタ	上畑	383-I-034N-3	○		10	59	2,811	724	H26.3.25	254
383-K-134	上畑(k)-2	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-III-009N-2			8	58	1,408	0	H26.3.25	254
383-K-135	上畑(k)-1	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-III-009N-1	○		11	47	1,935	526	H26.3.25	254
383-K-136	上畑(f)	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-II-011N	○		20	49	1,837	634	H26.3.25	254
383-K-137	上畑(i)-1	ジョウハタ	上畑及び高倉	383-III-011N	○		80	42	50,256	30,766	H26.3.25	254
383-K-138	高倉(a)-1	タカラ	高倉及び東高倉2丁目	383-I-014N-1	○	○	46	38	9,877	5,365	H26.3.25	254
383-K-139	高倉(a)-2	タカラ	高倉及び東高倉2丁目	383-I-014N-2	○	○	17	40	1,601	607	H26.3.25	254
383-K-140	高倉(a)-3	タカラ	高倉及び東高倉2丁目	383-I-014N-3	○	○	10	48	1,287	407	H26.3.25	254
383-K-141	高倉(i)-1	タカラ	高倉及び公園通り2丁目	383-NK-208-1	○		9	57	1,752	424	H26.3.25	254
383-K-142	高倉(i)-2	タカラ	高倉	383-NK-208-2	○	○	6	63	629	80	H26.3.25	254
383-K-143	高倉(j)-1	タカラ	高倉	383-NK-209-1	○	○	24	46	7,907	3,343	H26.3.25	254
383-K-144	高倉(j)-3	タカラ	高倉	383-NK-209-3	○	○	21	54	8,715	3,169	H26.3.25	254
383-K-145	高倉(j)-2	タカラ	高倉	383-NK-209-2	○		27	49	5,888	2,211	H26.3.25	254
383-K-146	高倉(e)-B	タカラ	高倉	383-III-005N	○		85	41	44,391	24,776	H26.3.25	254
383-K-147	上高倉(e)-A	タカラ	高倉	383-II-005N	○	○	55	44	20,346	10,009	H26.3.25	254
383-K-148	高倉(d)	タカラ	高倉	383-II-007N	○	○	28	42	8,486	3,237	H26.3.25	254
383-K-149	上高倉(d)	タカラ	高倉	383-II-006N	○	○	28	38	4,604	1,673	H26.3.25	254
383-K-150	上高倉(f)-2	タカラ	高倉	383-II-004N-2	○		28	34	4,229	1,557	H26.3.25	254
383-K-151	上高倉(f)-1	タカラ	高倉	383-II-004N-1	○	○	32	40	5,699	2,337	H26.3.25	254
383-K-152	上高倉(g)	タカラ	高倉	383-II-003N	○	○	27	44	9,014	3,344	H26.3.25	254
383-K-153	上高倉(e)	タカラ	高倉	383-I-009N	○	○	86	38	42,414	29,152	H26.3.25	254
383-K-154	上高倉(c)-A	タカラ	高倉	383-I-020N	○		74	34	4,888	4,045	H26.3.25	254
383-K-155	上高倉(c)-B	タカラ	高倉	383-III-006N	○		39	40	3,863	2,051	H26.3.25	254
383-K-156	上高倉(b)	タカラ	高倉	383-I-021N	○	○	43	40	19,155	8,203	H26.3.25	254
383-K-157	高倉(m)	タカラ	高倉	383-NK-221	○		35	35	4,041	1,551	H26.3.25	254
383-K-158	上高倉(a)-1	タカラ	高倉	383-I-010N-1	○		22	42	2,071	674	H26.3.25	254
383-K-159	上高倉(a)-2	タカラ	高倉	383-I-010N-2	○	○	58	34	14,150	7,680	H26.3.25	254

区域の番号	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒 人家	最大 高さ	最大 勾配	警戒区域 面積	特別警戒 区域面積	告示年月日	告示番号
383-K-160	高倉(l)	タカウ	高倉	383-NK-212	○	45	58	19,346	7,922	H26.3.25	254
383-K-161	高倉(k)	タカウ	高倉	383-NK-210	○	7	58	1,504	303	H26.3.25	254
383-K-162	高倉(c)	タカウ	高倉	383- I -012N	○	58	50	28,573	14,314	H26.3.25	254
383-K-163	高倉(h) - 1	タカウ	高倉	383- I -011N-1	○	29	41	6,854	3,016	H26.3.25	254
383-K-164	高倉(h) - 2	タカウ	高倉	383- I -011N-2	○	10	44	1,700	582	H26.3.25	254
383-K-165	高倉(h) - 3	タカウ	高倉	383- I -011N-3	○	57	37	2,045	867	H26.3.25	254
383-K-166	高倉(h) - 4	タカウ	高倉	383- I -011N-4	○	34	43	26,252	11,428	H26.3.25	254
383-K-167	吉木(f)	ヨシキ	吉木東 1 丁目	383-NK-218	○	7	58	1,076	176	H26.3.25	254
383-K-168	吉木(c)	ヨシキ	吉木東 1 丁目	383-NK-203	○	10	72	1,732	345	H26.3.25	254
383-K-169	吉木	ヨシキ	吉木東 1 丁目	383- I -007A	○	11	44	5,662	1,704	H26.3.25	254
383-K-170	吉木(d)	ヨシキ	吉木東 1 丁目	383-NK-205	○	8	45	1,725	435	H26.3.25	254
383-K-171	吉木(e) - 2	ヨシキ	吉木東 1 丁目	383-NK-206-2		5	63	859	0	H26.3.25	254
383-K-172	吉木(e) - 1	ヨシキ	吉木東 1 丁目、公園通り 3 丁目及び高倉	383-NK-206-1	○	9	47	8,983	512	H26.3.25	254
383-K-173	吉木(b)	ヨシキ	吉木西 1 丁目	383-NK-202	○	27	57	14,268	4,849	H26.3.25	254
383-K-174	吉木(a)	ヨシキ	吉木	383-NK-201	○	8	44	834	214	H26.3.25	254
383-K-175	三蔵(c) - 2	サンゾウ	三吉	383- I -005N-2	○	10	41	2,239	45	H26.3.25	254
383-K-176	三蔵(c) - 1	サンゾウ	三吉	383- I -005N-1	○	10	50	1,077	259	H26.3.25	254
383-K-177	三蔵(c) - 3	サンゾウ	三吉	383- I -005N-3	○	41	61	26,149	10,915	H26.3.25	254
383-K-178	三蔵(b)	サンゾウ	三吉	383- I -006N	○	56	54	22,836	11,840	H26.3.25	254
383-K-179	三吉(b)	ミヨシ	三吉	383-NK-222	○	12	46	1,418	455	H26.3.25	254
383-K-180	三吉(a)	ミヨシ	三吉及び高倉	383- II -001N	○	72	43	39,049	22,341	H26.3.25	254
383-K-181	波津(a)	ハツ	波津	383-NK-219	○	7	39	1,311	317	H26.3.25	254
383-K-182	波津(b) - 2	ハツ	波津	383-NK-220-2	○	19	51	5,050	1,735	H26.3.25	254
383-K-183	波津(b) - 1	ハツ	波津	383-NK-220-1		6	42	220	0	H26.3.25	254
383-K-184	波津 - 2	ハツ	波津	383- I -001N-2	○	8	40	923	33	H26.3.25	254
383-K-185	波津 - 1	ハツ	波津	383- I -001N-1	○	36	53	12,743	3,593	H26.3.25	254
383-K-186	大道 - 2	オミチ	波津	383- I -002N-2	○	16	47	3,121	691	H26.3.25	254
383-K-187	大道 - 1	オミチ	波津	383- I -002N-1	○	6	42	427	16	H26.3.25	254
383-K-188	向鼻	ムカノビナ	波津	383- I -003N	○	21	50	8,006	3,450	H26.3.25	254
383-K-189	西山田 - 1	ニヤマダ	桜台	383- I -018N-1	○	18	47	2,570	984	H29.9.1	565
383-K-190	海老津(b)	エビヅ	海老津	383- II -008N	○	11	82	2,240	499	H29.9.1	565

(7) 道路危険箇所

	道路種別	路線名	大 字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対 策 工 法
1	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A002	要対策	落石崩壊	モルタル吹付け工
2	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A004	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け工
3	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A008	防災カルテ	落石崩壊	切土工、転石除去
4	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A010	防災カルテ	落石崩壊	安定勾配切土工+植生工
5	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A020	防災カルテ	落石崩壊	安定勾配切土工+植生工
6	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087A025	防災カルテ	落石崩壊	切土工
7	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087G020	防災カルテ	擁 壁	切土工、植生工
8	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087G030	防災カルテ	擁 壁	
9	主 地	岡垣宮田	戸 切	I087G070	防災カルテ	擁 壁	法枠、アンカー
10	一 県	岡垣宗像	海老津	I287A006	要対策	落石崩壊	法枠工、モルタル吹付
11	一 県	岡垣宗像	山田字古鍋田	I287F010	防災カルテ	盛 土	排水工
12	一 県	岡垣宗像	糖塚字天神領	I287G010	防災カルテ	擁 壁	擁壁工、ブロック積み
13	一 県	岡垣宗像	海老津小局	I287G030	防災カルテ	擁 壁	
14	一 県	原海老津	野 間	I288G010	防災カルテ	擁 壁	擁壁工
15	一 県	野間須恵	上高倉	I291A020	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付
16	一 県	野間須恵	高倉大山口	I291A023	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付
17	一 県	野間須恵	高倉大山口	I291A026	防災カルテ	落石崩壊	プレキャスト法枠工
18	一 県	野間須恵	高 倉	I291A030	防災カルテ	落石崩壊	
19	一 県	野間須恵	高倉大山口	I291A035	防災カルテ	落石崩壊	擁壁 重力式
20	一 県	野間須恵	高 倉	I291A040	防災カルテ	落石崩壊	法覆工（モルタル吹付）
21	一 県	野間須恵	上高倉	I291A050	防災カルテ	落石崩壊	コンクリート吹付法枠工
22	一 県	野間須恵	上高倉	I291C010	防災カルテ	地すべり	
23	一 県	野間須恵	高倉字大山口	I291F040	防災カルテ	盛 土	ボーリング
24	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A030	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工 重力式
25	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A040	防災カルテ	落石崩壊	ポケット式ロックネット
26	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A050	防災カルテ	落石崩壊	落石防護柵工
27	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防止柵付溜樹
28	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A070	防災カルテ	落石崩壊	転石除去
29	一 県	岡垣玄海	波 津	I300A080	防災カルテ	落石崩壊	水抜ボーリング
30	一 県	岡垣玄海	波 津	I300C010	防災カルテ	地すべり	擁壁高上げ、ストンガード
31	一 県	岡垣玄海	波 津	I300E010	防災カルテ	土石流	堰堤工、排水工
32	一 県	岡垣玄海	波 津	I300E020	防災カルテ	土石流	
33	一 県	岡垣玄海	波 津	I300E030	防災カルテ	土石流	
34	一 県	岡垣玄海	波 津	I300E050	防災カルテ	土石流	河川構造物
35	一 県	岡垣玄海	波 津	I300G010	防災カルテ	擁 壁	アンカー工
36	一 県	岡垣玄海	波 津	I300G020	防災カルテ	擁 壁	地下水排除工
37	一 国	4 9 5 号	黒 山	I495A030	防災カルテ	落石崩壊	
38	一 国	4 9 5 号	黒 山	I495A040	要対策	落石崩壊	
39	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495A070	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工 重力式
40	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495A080	防災カルテ	落石崩壊	法覆工 モルタル吹付
41	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495A090	防災カルテ	落石崩壊	
42	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495A100	防災カルテ	落石崩壊	
43	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495A110	防災カルテ	落石崩壊	擁壁工 重力式
44	一 国	4 9 5 号	手 野	I495F010	防災カルテ	盛 土	擁壁工、排水工、土工
45	一 国	4 9 5 号	内 浦	I495F040	防災カルテ	盛 土	

(8) 山腹崩壊危険地区 (民有林)

番号	位置 (大字)	字	保 全 対 象		
			人 家	公共施設	道 路
1	波 津	馬掛原	0		県 道
2	波 津	下湯川	0		町 道
3	波 津	ウバガキ	3 2		県道・町道
4	波 津	仲	2 9	1	県道・町道
5	波 津	大 谷	4 4		県道・町道
6	原	大 松	1 4	1	県道・町道
7	原	小 椿	3		町 道
8	内 浦	ニレニキ	1 2		国道・町道
9	手 野	東 坂	6 0		県道・町道
10	手 野	東 坂	1 3 4		県道・町道
11	三 吉	クマウラ	4 8	1	県道・町道
12	高 倉	大山口	8		町 道
13	高 倉	大山口	6		町 道
14	高 倉	積 善	2 9		町 道
15	高 倉	百合野	7		県道・町道
16	高 倉	鍋 倉	1 7		県道・町道
17	高 倉	岩ヶ鼻	1 9		県道・町道
18	高 倉	モジグチ	3 9		町 道
19	桜 台	山 下	7 2	1	町 道
20	山 田	地藏面	3 0		町 道
21	上 畑	センスイ	4 7		町 道
22	海老津	道 瀬	1 5		町 道
23	海老津	小 局	1 9		県道・町道
24	海老津	広 丸	1 1		町 道
25	海老津	カミダ	2 2		県道・町道
26	海老津	白 谷	1 5 0	1	県 道
27	戸 切	男 石	1 3		町 道
28	戸 切	畑	1 6		町 道
29	戸 切	カンバタ	2 5		町 道
30	戸 切	百合野	4 1	1	町 道
31	戸 切	秋 藤	1 7	1	県道・町道

(9) 山腹崩壊危険地区 (国有林)

番号	位置 (大字)	字	保 全 対 象		
			人 家	公共施設	道 路
1	戸切百合野	ー	9		

(10) 崩壊土砂流出危険地区 (民有林)

番号	位置 (大字)	字	保 全 対 象		
			人 家	公共施設	道 路
1	波 津	黒 崎	0		県 道
2	原	大 谷	0		町 道
3	波 津	桶太郎	2		町 道
4	内 浦	アンノウ	8		町 道
5	手 野	山ノ内	2		町 道
6	高 倉	大山口	1 2		町 道
7	上 畑	灰ヶ谷	0		町 道
8	上 畑	山の神	1 7		町 道
9	波 津	大 灘	0		県 道
1 0	高 倉	花 木	0		町 道
1 1	高 倉	立 田	6		町 道
1 2	高 倉	大山口	5		町 道
1 3	高 倉	大山口	7		町 道
1 4	高 倉	大山口	6		町 道
1 5	高 倉	大山口	0		県 道
1 6	原	ワタセ	2 7		町 道

(11) 崩壊土砂流出危険地区 (国有林)

番号	位置 (大字)	字	保 全 対 象		
			人 家	公共施設	道 路
1	手 野	一	5 0		

(12) 防災重点農業用ため池

	名 称	所 在 地	総貯水量 (千 m^3)	堤 高 (m)
1	原野池	大字原字原野 1 1 8 2	7. 9	5. 8
2	一ノ井手池	大字原字一ノ井手 1 1 8 3	5. 2	5. 0
3	菅原池	大字原字南菅原 1 1 8 1	3 2. 5	7. 5
4	金蔵池	大字原字中金蔵 1 1 8 0	1 1. 0	7. 3 7
5	小路ヶ浦池	大字内浦字小路ヶ浦 1 5 0 3	1 5. 2	9. 5
6	清崎（下）池	大字手野字清崎 1 4 9 8	2 3. 3	6. 1 5
7	清崎池	大字手野字清崎 1 4 9 7	3 2. 1	1 0. 0
8	森（下）池	大字手野字森 1 4 9 4	9. 7	6. 5 2
9	門田池	大字吉木字堤の上 1 3 0 4	3 0 9	1 1. 6
1 0	熊原（下）池	大字三吉字熊原 1 3 6 9	8. 5	6. 9
1 1	小寺池	大字吉木字小寺 1 1 9 8	1 3. 6	7. 0
1 2	狭間池	吉木東 1 丁目 2 6 5 9	2 4. 0	6. 6
1 3	ゼゼ町池	中央台 6 丁目 1 4 9 6	2 3. 0	6. 6 5
1 4	金久曾池	大字高倉字金久曾 2 8 7 5	7. 0	7. 9
1 5	山ノ口（下）池	大字上畑字山ノ口 1 5 0 3	5. 0	8. 0
1 6	一丁池	大字山田字山の後 1 8 0 6－1	1 0 5. 6	1 0. 9
1 7	塚田（観音）池	大字黒山字塚田 1 9 4 8	8. 9	4. 1
1 8	友田（1）池	大字糠塚字友田 1 7 7 5	2 7. 2	6. 7 7
1 9	くぬぎ原（上）池	大字戸切字櫛原 2 6 5 6	2 2. 1	9. 6
2 0	下持田（下）池	大字戸切字持田 2 6 5 2	9. 4	6. 0
2 1	下持田（上）池	大字戸切字持田 2 6 5 3	4. 9	5. 5
2 2	白谷池	海老津駅南 2 丁目 2 6 5 1－1	1 3. 0	6. 6
2 3	石佛池	大字戸切字石佛 2 6 5 4	2 4. 0	8. 9
2 4	大谷池	大字波津字大谷 5 6 6	7. 5	6. 4 5
2 5	長沼池	吉木東 1 丁目 5 0 4	3 5. 0	8. 7 6
2 6	長谷（下）池	大字野間字長谷 1 4 9 4	5 2. 7	1 0. 0
2 7	長谷（上）池	大字野間字長谷 1 4 9 5	3. 3	4. 7
2 8	小局池	大字海老津字小局 1 8 5 4	3. 9 6	7. 2 5
2 9	山神池	大字上畑字山神 1 5 0 5	2 0. 5	6. 4 5
3 0	二又池	公園通り 3 丁目 5 8 4－5	2 4. 0	6. 0
3 1	花木池	大字高倉字花木 2 8 6 5	4. 4	7. 3
3 2	立田（1）池	大字高倉字立田 2 8 6 7	5. 8	5. 9
3 3	葉ノ内池	大字上畑字葉ノ内 1 5 0 2	4. 0	7. 5
3 4	山ノ口（上）池	大字上畑字山ノ口 1 5 0 4	3. 0	5. 9
3 5	山下池	大字手野字山下 1 4 9 2	6. 5	5. 3 1
3 6	東坂池	大字手野字東坂 1 4 9 1	2. 9	5. 0
3 7	重城池	大字三吉字三吉原 1 3 6 4	2 5. 0	6. 9
3 8	天神池	大字手野字大井 1 4 9 3	4. 8	5. 0
3 9	森（中）池	大字手野字森 1 4 9 5	2. 6	5. 0
4 0	森（上）池	大字手野字森 1 4 9 6	1. 9 6	5. 1 4

	名 称	所 在 地	総貯水量 (千m ³)	堤 高 (m)
4 1	新松原池	大字手野字中島 1 4 9 9	1 4 . 0	6 . 4
4 2	海蔵寺下池	大字内浦字海蔵寺 1 5 0 1	2 0 . 2	8 . 5
4 3	海蔵寺新池	大字内浦字海蔵寺 1 5 0 2	1 7 . 5	9 . 1 5
4 4	大久保池	大字内浦字大久保 1 5 0 0	3 . 1	6 . 9
4 5	堀地池	大字原字堀地 1 1 8 4	2 . 7 6	4 . 6
4 6	山添池	大字海老津字上山添 1 8 5 3	4 . 9	6 . 6
4 7	大谷池	大字野間字大谷 1 4 9 1	0 . 6	3 . 0
4 8	徳楽池	大字糠塚字徳楽 1 7 7 9	5 . 8	5 . 3
4 9	蓮池池	大字戸切字岸元 2 6 5 0	1 . 6	3 . 4
5 0	孫助谷（1）池	大字黒山字孫助谷 1 9 4 5	3 . 0	3 . 3
5 1	シン堀池	大字高倉字東田 2 8 7 2 - 1	9 . 7	5 . 4
5 2	花木ノ前池	大字高倉字花木 2 8 6 9	5 . 0 8	5 . 0
5 3	土谷（下）池	大字波津字土谷 1 6 6 2	1 . 3	3 . 7
5 4	山ノ田池	大字波津字山ノ田 2 5 9 - 2	1 . 3	3 . 3
5 5	山池池	大字黒山字山池 1 9 4 7	0 . 7	2 . 5
5 6	古杉池	大字内浦字古杉 1 5 0 4	0 . 6	1 0 . 0
5 7	後口池	大字波津字後口 8 7 5	4 . 3	8 . 0
5 8	高丸池	大字糠塚字高丸 1 7 7 6	4 . 8	6 . 0
5 9	地久池	大字高倉字地久 2 8 6 4	1 . 5	4 . 0
6 0	鍋倉（1）池	大字高倉字関前 2 8 6 2	0 . 7 5	1 . 5
6 1	関前池	大字高倉字関前 2 8 6 8	0 . 8	2 . 5
6 2	土谷（上）池	大字波津字土谷 1 6 6 3	0 . 3	4 . 5

(13) 岡垣町独自指定危険箇所

	種 別	区 域	危 険 状 態
1	土砂崩壊土石流	大字波津鳥越	海岸線まで延びた丘陵地に河川沿いの住宅地
2	土砂崩壊土石流	大字高倉大山口	山間地域集中豪雨により山崩れ、土石流のおそれあり
3	土砂崩壊崖崩れ	大字海老津金毘羅山	金毘羅山西側斜面が集中豪雨により、崖崩れ、地すべりの危険あり
4	土砂崩壊崖崩れ	大字戸切金毘羅山	金毘羅山東側斜面が集中豪雨により、崖崩れ、地すべりの危険あり
5	土砂崩壊崖崩れ	大字戸切戸切百合野（西側）	集中豪雨により、崖崩れ、地すべりの危険あり
6	土砂崩壊崖崩れ	大字戸切戸切百合野（東側）	集中豪雨により、崖崩れ、地すべりの危険あり
7	土砂崩壊崖崩れ	大字上畑	集中豪雨において崖地崩壊の危険あり
8	河 川	大字内浦海蔵寺川	集中豪雨において溢水の危険あり
9	河 川	大字手野篠間川	満潮時の集中豪雨において溢水の危険あり
10	河 川	大字山田矢矧川	山田地区の堤防高が低いため、集中豪雨において溢水の危険あり
11	河 川	大字戸切戸切川	集中豪雨において溢水の危険あり

水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	(5 秒) (15 秒) (5 秒) ○ 休止 ○ (15 秒) (5 秒) 休止 ○
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	(5 秒) (6 秒) (5 秒) ○ 休止 ○ (6 秒) (5 秒) 休止 ○
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	(10 秒) (5 秒) (10 秒) ○ 休止 ○ (5 秒) (10 秒) 休止 ○
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(1 分) (5 秒) (1 分) ○ 休止 ○

- (1) 信号は適宜の時間継続する。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- (3) 危険が去ったときは口頭により周知させる。

指定避難所

施設名称	所 在 地	電話番号	対 象 と す る 災 害				
			洪水	土砂	高潮	地震	津波
内浦小学校	原 8 6 5	282-0116	○	○	○	○	○
吉木小学校	吉木西 1-17-5	282-0174	○	○	○	○	○
海老津小学校	海老津 1-21-1	282-7110	○	○	○	○	○
山田小学校	東山田 1-16-1	282-1120	○	○	○	○	○
戸切小学校	戸切 1181-9	282-0092	×	×	○	×	×
岡垣中学校	野間 3-1-1	282-1333	○	○	○	○	○
岡垣東中学校	山田峠 2-5-1	283-3443	○	○	○	○	○
西部公民館	内浦 145	281-5006	○	○	○	○	○
中央公民館	吉木西 1-1-1	282-0162	○	○	○	○	○
東部公民館	東松原 1-3-2	282-0035	○	○	○	○	○
町民体育館	東松原 1-3-3	282-0035	○	○	○	○	○
岡垣サンリーアイ	野間 1-2-1	282-1515	○	○	○	○	○
町民武道館	野間南 4-1	282-6111	○	○	○	○	○
情報プラザ人の駅	海老津駅前 2-1	281-2005	○	○	○	○	○
いこいの里（福祉避難所）	高倉 598-1	283-2940	○	○	○	○	○

郡内の救急病院

(令和7年2月13日現在)

参照: 厚生労働省九州厚生局ホームページ

(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について)

病 院 名	所 在 地	電話番号	診療科目
芦屋中央病院	芦屋町山鹿 283-7	222-2931	内科、消化器内科、人工透析科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科 他
遠賀中間医師会 おんが病院	遠賀町尾崎 1725-2	281-2810	内科、糖尿病内科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、外科、呼吸器外科、整形外科、リウマチ科、小児科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、救命救急科、リハビリテーション科、皮膚科、脳・血管内科
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀町木守江の上 1191	293-7090	消化器科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児科、循環器科、呼吸器内科、リハビリテーション科、麻酔科
福岡新水巻病院	水巻町立屋敷 1-2-1	203-2220	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、新生児内科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、小児科、皮膚科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救命救急科、児童精神科、泌尿器科（人工透析）、歯科外科、麻酔科、精神科、消化器外科
水北第一病院	水巻町吉田西 3-13-13	202-6688	内科、外科、小児科、循環器科、脳神経外科、放射線科、消化器科、泌尿器科、リハビリテーション科 他

町内の病院・診療所等

(令和6年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	電話番号	診療科目
医療法人 いまづ内科消化器科クリニック いわくまハートクリニック 医療法人うらべ内科クリニック 岡垣腎クリニック 遠賀中間医師会おかがき病院	東山田 1-7-16 公園通り 3-1-35 内浦 1112-3 海老津駅前 10-16 手野 145	283-0099 701-6037 282-0127 982-5645 282-0181	内科、消化器科 内科 内科、胃腸科 人工透析科、循環器科 内科、精神科、消化器科、循環器科、リハビリテーション科、総合診療科、外科、整形外科、皮膚科
医療法人加藤医院	海老津駅前 11-14	282-0003	内科、胃腸科、小児科、リハビリテーション科
医療法人くわのキッズクリニック 公園通りクリニック 医療法人柴山クリニック	海老津 2-7-6 公園通り 1-1-12 中央台 3-5-2	281-5515 282-0224 282-0091	小児科、アレルギー科 内科 内科、消化器科、リハビリテーション科
しょうこ・女性クリニック しぶや助産院 白石龍クリニック	野間 2-16-6 旭台 3-11-5 海老津駅前 7-16	281-2727 282-3476 283-0101	婦人科、女性内科 助産院 内科、消化器内科、肛門内科、外科、リハビリテーション科
高倉クリニック	公園通り 1-7-1	282-0081	内科、心療内科、精神科、神経科
医療法人朱夏田中ひろし小児内科医院 堤病院 徳永眼科医院 医療法人ひぐち耳鼻咽喉科	高倉 677-1 鍋田 2-1-1 中央台 3-1-6 公園通り 1-1-19	283-1640 282-1234 283-0177 281-3341	内科、小児科、循環器科 精神科、神経科、内科 眼科 耳鼻咽喉科、アレルギー科
医療法人平野皮膚科クリニック 医療法人ふじた医院	海老津駅前 2-22 野間 2-3-11	283-0404 283-3211	皮膚科 内科、循環器科、リハビリテーション科
医療法人松寿会 松永整形外科医院 やかべ眼科クリニック やまがたクリニック 医療法人吉村整形外科クリニック	中央台 3-1-15 公園通り 3-1-33 公園通り 3-1-31 野間 2-7-5	282-7800 701-7011 281-5152 282-2500	整形外科、リハビリテーション科 眼科 内科、皮膚科 整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科

町内の歯科医院

(令和6年4月1日現在)

医 院 名	所 在 地	電話番号	診療科目
おかがきデンタルクリニック	黒山 338-1	282-5231	歯科、小児歯科、歯科外科
岸本歯科医院	海老津駅前 3-21	283-0648	歯科、小児歯科、矯正歯科
医療法人くまがい歯科医院	桜台 12-1	283-2112	歯科
たるたに歯科医院	公園通り 1-1-22	283-0128	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科外科
なかむら歯科クリニック	海老津駅前 7-10 コンフォート I 1 階	283-0338	歯科、小児歯科
なかやま歯科医院	東山田 1-23-7	281-1181	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科外科
にのみや歯科医院	吉木 1935-1	282-1800	歯科
守谷歯科医院	野間 2-16-5	282-5051	歯科、小児歯科、矯正歯科
森山歯科医院	中央台 5-1-20	282-0166	歯科
医療法人山田歯科クリニック	鍋田 1-1-11	282-2201	歯科、小児歯科、歯科外科

町内の薬局

(令和6年4月1日現在)

薬 局 名	所 在 地	電話番号	備 考
おかがき調剤薬局	海老津駅前 7-16	701-7296	
こころ調剤薬局	手野 117-3	281-2066	
キャンोटラッグ 岡垣薬局	野間 2-6-12	283-4039	
サンワ調剤薬局岡垣店	公園通り 1-1-15	281-5227	
せせらぎ薬局	公園通り 3-1-36	701-6801	
有限会社つばさ薬局	野間 2-6-20	283-2739	
ナイス調剤薬局	東山田 1-7-17	283-0400	
みどりの森調剤薬局	海老津 2-7-5	281-1822	
ヤスダ調剤薬局	中央台 3-2-22	283-3923	
有限会社	海老津駅前 11-12	282-0336	
やちご薬局海老津支店			

岡垣町建設業協同組合名簿

業 者 名	所 在 地	電話番号	F A X
(株)今村組	海老津 602	282-1357	282-3867
永順産業(株)	三吉 1229	282-1222	282-1224
大谷重機(有)	海老津 1-8-12	282-0015	282-0015
(株)河村建設	戸切 1611-5	282-3690	282-0138
小西建設工業(株)	海老津 1047	282-1122	282-1124
(有)サンエイ建設	吉木西 2-11-16	282-1401	282-1401
(有)三建建設	海老津駅南 3-18-18	282-9425	283-0633
(株)進建	海老津 188-3	283-2660	283-2669
親和産業(株)	糠塚 360	282-1230	282-3706
田中建設工業(株)	海老津 1022-1	282-5000	282-5011
(有)第一興産	野間 5-1-1	282-0621	282-1587
(株)東陽建工	海老津駅南 3-14-3	282-3302	282-7912
(株)東洋建設	桜台 14-10	282-0135	282-1746
日慶建設(株)	東山田 1-14-8	282-0221	282-2697
山田住宅(有)	旭台 2-11-3	282-5783	282-5799
(株)友和建設	三吉 1015-1	282-0756	282-6335

自衛隊災害派遣要請書

文書番号

年 月 日

福岡県知事殿

岡垣町長

印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域活動内容

4 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣撤収要請書

文書番号

年 月 日

福岡県知事殿

岡垣町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の出動を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員従事作業の内容
- 4 その他参考事項

配備基準(地震・津波災害時)

動員人数の基準は次のとおりである。ただし、災害や避難所開設の状況等により、必要に応じ配備要員の増員または減員を行う（警戒体制時に避難所を開設する場合等）。

また、職員の動員を行うに当たっても、災害や避難所開設の状況等により、災害対策本部の班体制による対応や各班の間で応援態勢をとるなど柔軟な対応を行う。

課 名	準備体制	警戒体制	非常体制	
			第1 配備	第2 配備
地域づくり課	3	3	8	全職員
企画政策室		2	3	
総務課		3	4	
デジタル推進課		1	4	
おかがきPR課		1	5	
税務課		1	4	
健康づくり課		1	4	
福祉課		1	4	
長寿あんしん課		1	3	
住民環境課		1	4	
こども未来課		1	3	
子育てあんしん課		1	3	
都市建設課	1	5	1 4	
農林水産課	1	3	8	
上下水道課	1	4	1 2	
教育総務課		1	3	
生涯学習課		1	7	
会計課		1	2	
議会事務局		1	2	
計	6	3 3	9 7	—
消防団	—	4	1 1 2	1 1 2

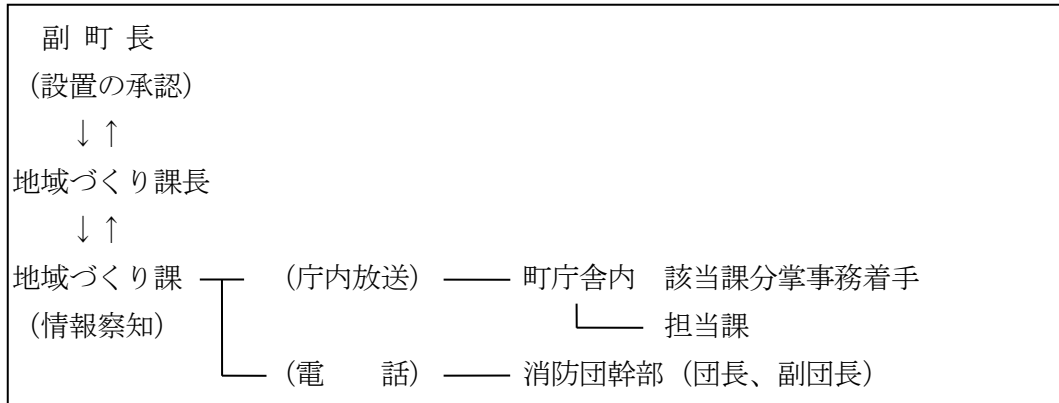
※配備職員は、岡垣町で任用されている正規職員、任期付職員及び再任用職員が対象。

職員の動員連絡方法(地震・津波災害時)

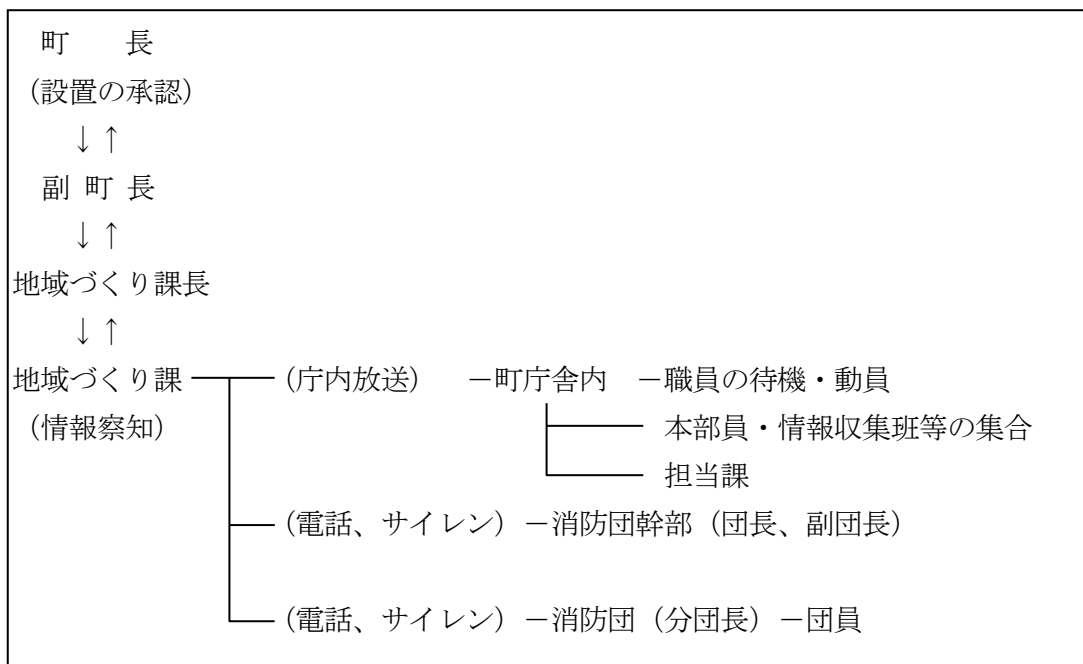
1. 勤務時間内警戒体制非常体制の動員方法

勤務時間内の動員は、地域づくり課がその旨、庁内放送・電話等を使用し各課の課長を通じて動員する。

① 勤務時間内警戒体制



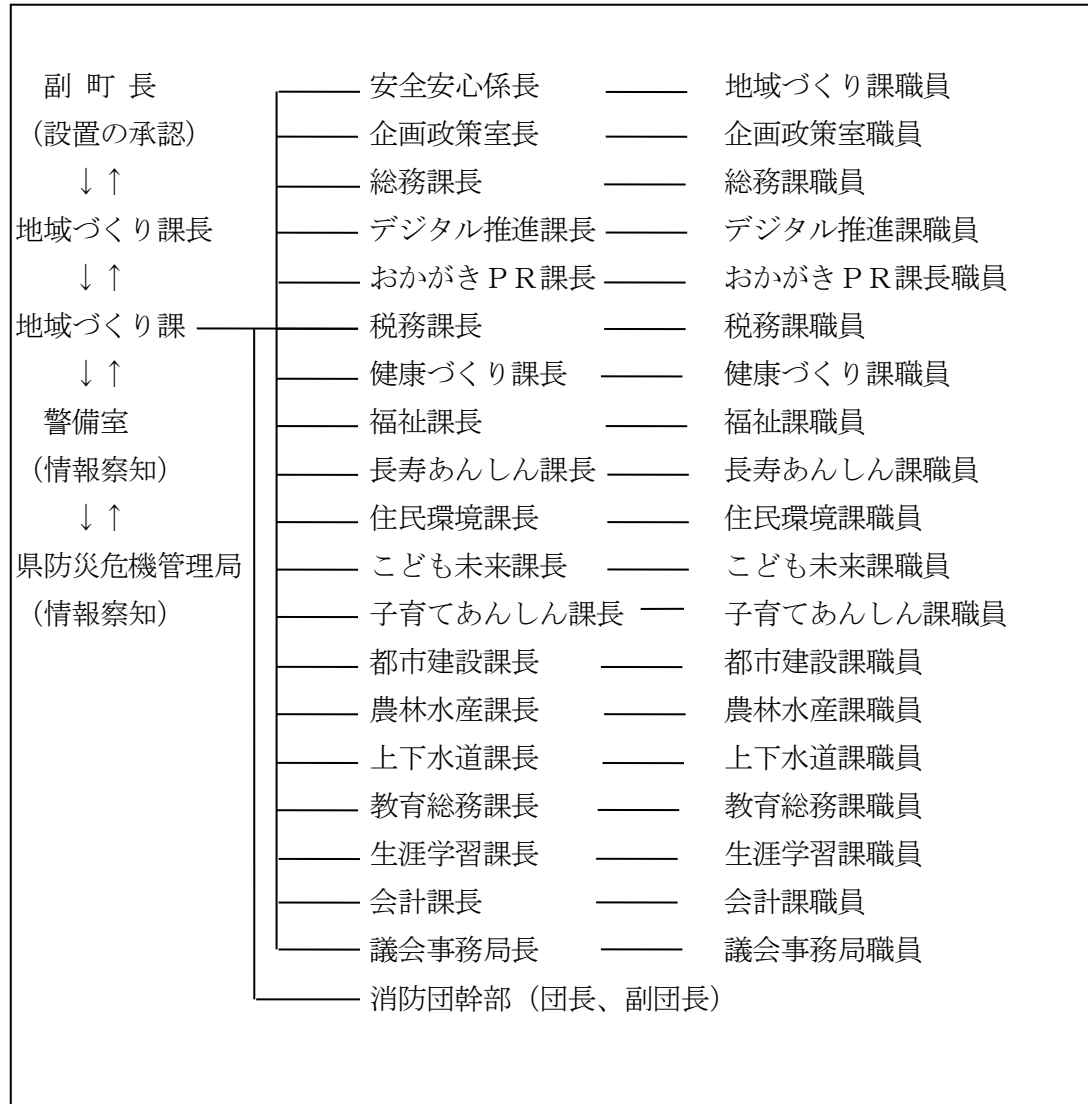
② 勤務時間内非常体制



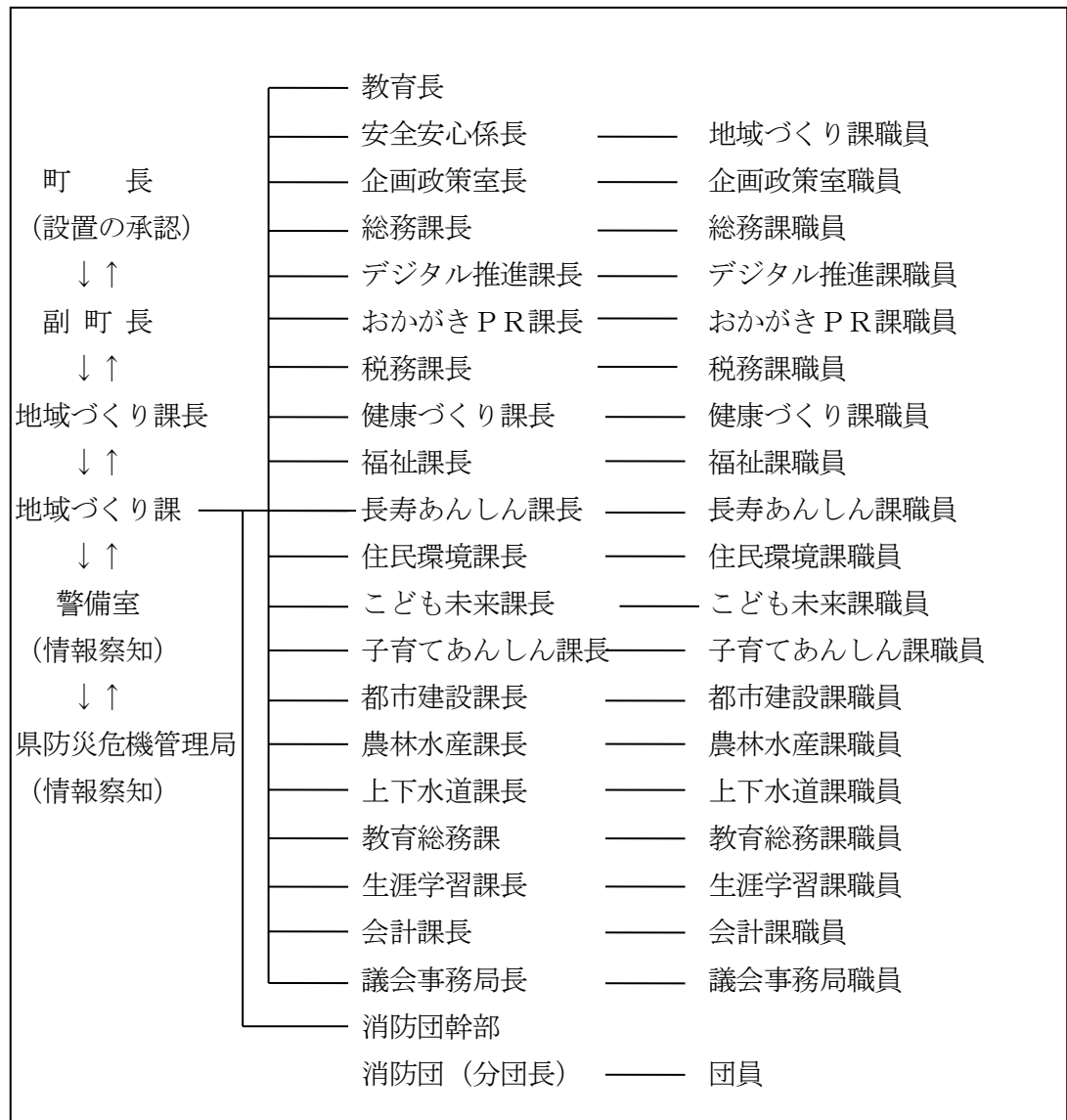
2. 勤務時間外警戒体制非常体制の動員方法

勤務時間外の動員は、地域づくり課がその旨、電話等を使用し各課の課長（安全安心係長）を通じて動員する。

① 勤務時間外警戒体制



②勤務時間外非常体制



※自主参集（みなし参集）

休日・夜間等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ、ラジオ等により地震情報・津波情報を確認し、各配備に該当する職員は、自身が最初の配備要員であるとみなし、下表の基準に基づき、参集するものとする。

配備要員	自主参集の基準
地域づくり課 等	町内に震度4の地震が発生し、または津波注意報が発表されたとき
警戒体制 配備要員	町内に震度5弱の地震が発生し、または津波警報が発表されたとき
災害対策 本部要員 (非常体制 第1配備)	町内に震度5強の地震が発生し、または大津波警報が発表されたとき
災害対策 本部要員 (非常体制 第2配備)	町内に震度6弱以上の地震が発生したとき

災害援護資金の貸付

災害援護資金	災害対象	自然災害―都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	1 世帯主の一个月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は流出 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)
			1 人 220万円
			2 人 430万円
			3 人 620万円
			4 人 730万円
			5人以上 (1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては1,270万円とする	
		利率	年3% (据置期間は無利子)
		据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)
		償還期限	10年 (据置期間を含む)
		償還方法	年賦または半年賦
	根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害弔慰金	対象災害	・住家が5世帯以上滅失した災害 ・福岡県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・福岡県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	① 生計維持者	500万円
		② その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	・住家が5世帯以上滅失した災害 ・福岡県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・福岡県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	① 生計維持者	250万円
		② その他の者	125万円
	障がい の程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	